

石巻市
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

(平成30～平成32年度)

(案)

平成30年3月

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 法令の根拠	2
3. 計画の性格と計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の推進体制	5
第2章 障害のある人を取り巻く環境	
1. 人口・世帯	7
2. 障害者手帳等の所持者数	9
3. 障害児の状況	14
4. 地域資源の状況	16
5. 国の基本指針の見直しについて	19
6. アンケート調査の概要	21
7. 障害福祉サービスの利用状況	27
第3章 計画の基本的な方向	
1. 基本的な視点	37
2. 計画推進の基本方針	37
3. 計画策定にあたって	39
4. 平成32年度における成果目標	40
5. 重点事業	46
第4章 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策	
1. 訪問系サービス	50
2. 日中活動系サービス	51
3. 居住系サービス	53
4. 相談支援	54
第5章 障害児支援の見込量の推計と確保の方策	
1. 障害児福祉サービス	56
2. 子ども・子育て支援等における体制整備	58
第6章 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策	
1. 必須事業	60
2. 任意事業	65
第7章 サービス基盤整備の計画	
1. 日中活動系サービス	67
2. 居住系サービス	68
3. 障害児支援	68
巻末資料	69

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年に「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、翌年に我が国も署名しました。署名の後、国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、様々な国内法の整備が進められ、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）」が施行され、平成 28 年 4 月に施行されました。これらの法整備を受けて、我が国は、平成 26 年 1 月に障害者権利条約に批准しました。

石巻市では、これらの条約や法令の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を制定し、この計画の開始年度である平成 30 年 4 月に施行となります。

石巻市第 3 次障害者計画では、「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」を基本理念に、障害への理解の促進と支えあう市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進するため、施策の方向性を明らかにしています。

障害福祉計画は、障害者計画の基本的な考え方をもとに、サービスの提供体制の整備を推進するための計画であり、第 4 期障害福祉計画は、平成 29 年度末に計画の終了を迎えることから、この度、第 5 期障害福祉計画として、平成 30 年度からの新たな計画を策定するものです。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正により、「障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、第 1 期障害児福祉計画と合わせて策定しています。

石巻市における平成 30 年度からの新たな計画の策定にあっては、「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」の理念のもと、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）を基本とするとともに、今後、見込まれる制度改正などの状況変化に、計画期間中にも必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応できるものとします。

また、震災復興の取組との整合性を図りながら、石巻市の障害者施策を計画的に推進するため、障害者及び障害児へのサービス提供体制の基本方針と施策展開の方向を明らかにします。

2. 法令の根拠

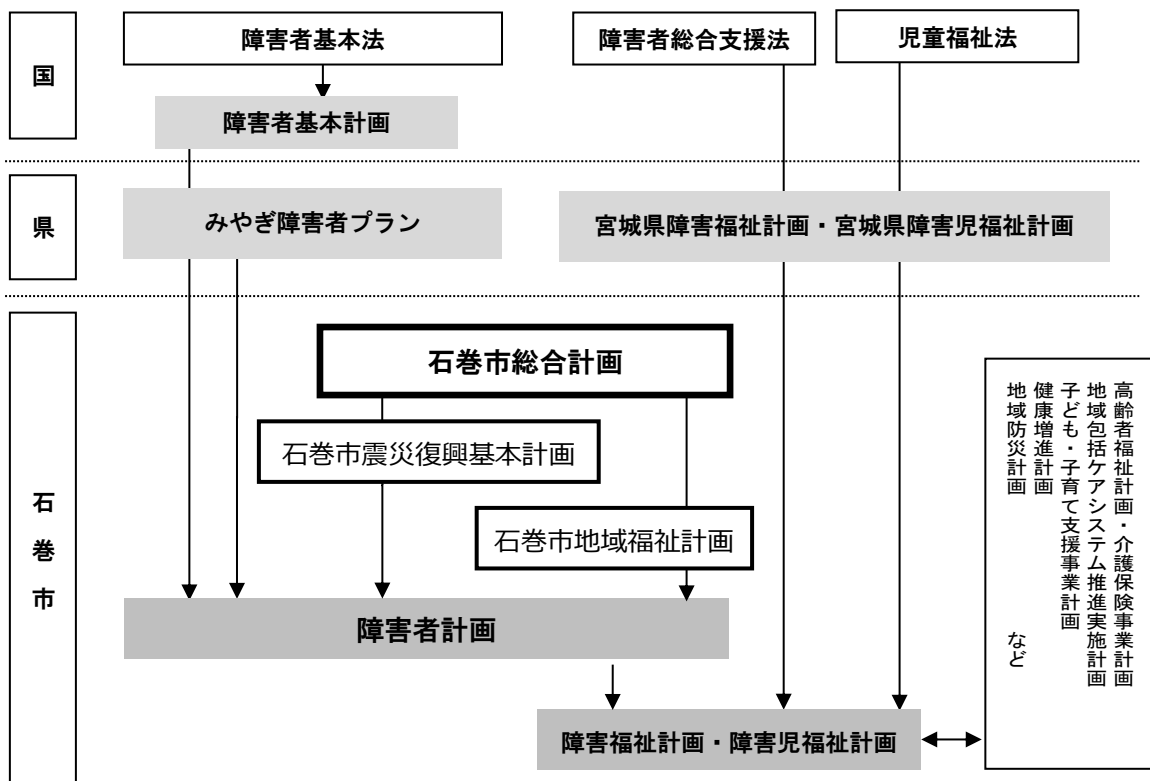
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して3年ごとに定めるものです。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を定めるものとされました。なお、「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

3. 計画の性格と計画の期間

上位計画である「石巻市総合計画」や、東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」、障害者施策の基本的な方向性を示す「第3次障害者計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

また、次期計画では、より実効性のある計画とするため、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間を合わせ、一体化を図ります。



①石巻市障害者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画・・・平成29年度～平成32年度（4年間）

②石巻市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく3年の計画・・・平成30年度～平成32年度（3年間）

③石巻市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく3年の計画・・・・・・・・平成30年度～平成32年度（3年間）

【計画の期間】

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障害者計画（4年間）	第3次				第4次		
障害福祉計画（3年間）		第5期			第6期		
障害児福祉計画（3年間）		第1期			第2期		
総合計画	石巻市総合計画（H19年度～32年度）						
地域福祉計画（5年間）	石巻市地域福祉計画（H29年度～33年度）						
震災復興基本計画	石巻市震災復興基本計画（H23年度～32年度）						

4. 計画の策定体制

この計画の策定体制と各主体の役割は、以下のとおりです。

①石巻市

この計画の決定機関です。

計画内容を協議していただく石巻市障害福祉推進委員会の意見を尊重した上で、石巻市が計画を決定します。

②石巻市障害福祉推進委員会

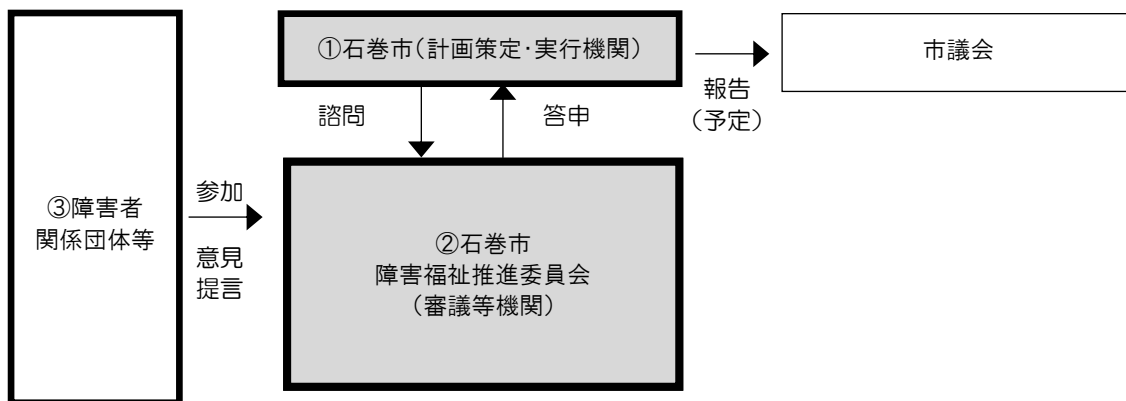
障害者基本法第36条第4項に規定されている合議制の機関で、石巻市の障害者施策に係る市長の諮問機関です。

障害者団体の代表や有識者、関係機関等で構成され、計画の策定や推進に関する意見や助言をいただきます。

③障害者、市民、関係団体等

この計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、ヒアリング、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。



5. 計画の推進体制

①石巻市の推進体制と計画の進行管理

この計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながらこの計画を推進します。

また、障害者計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、この計画の実施状況を点検・評価します。

②自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。石巻市では、女川町と共同で設置しています。

③関係機関・ボランティア団体との連携体制

この計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、ボランティア団体や障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

④計画の普及・啓発

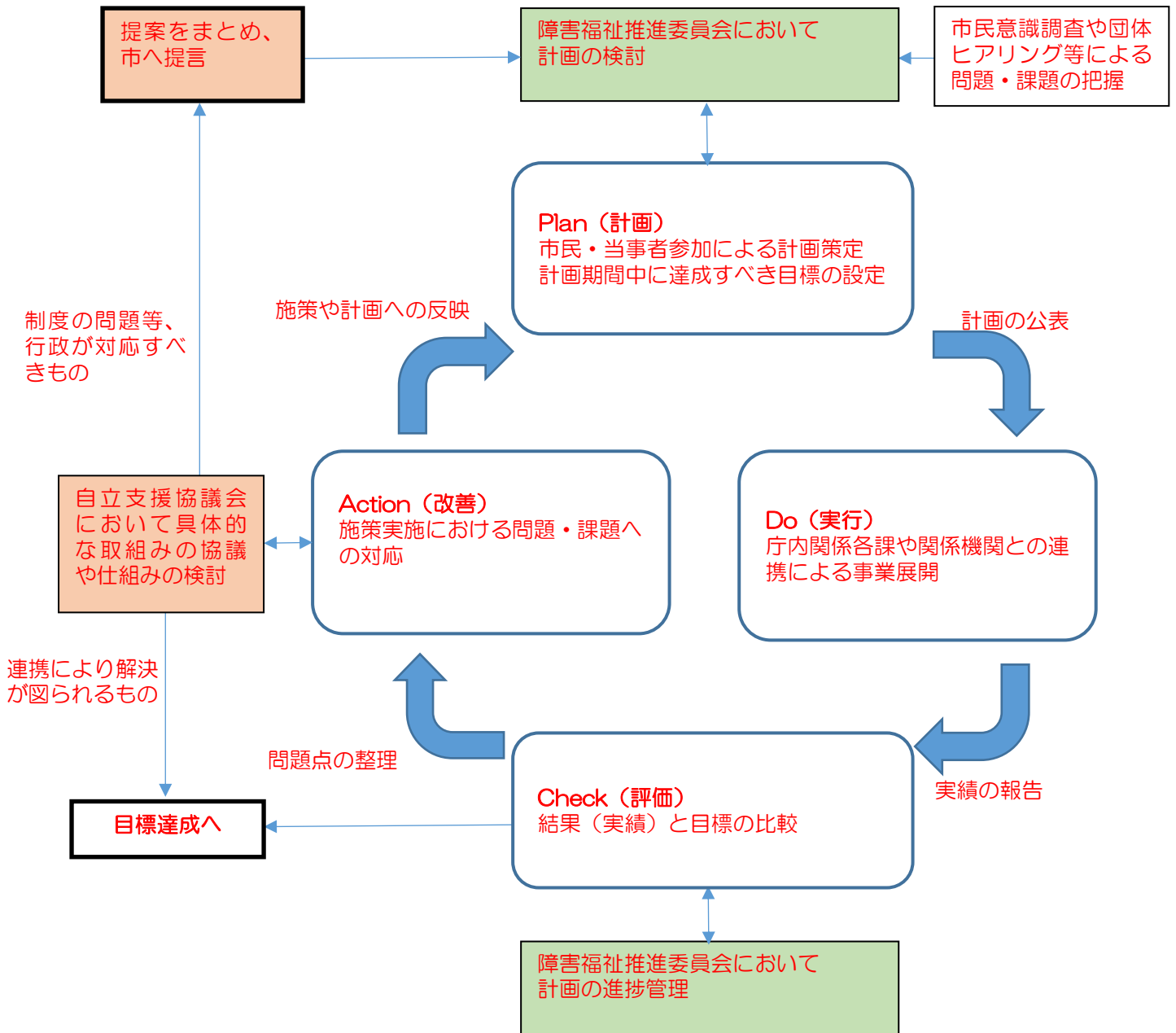
この計画について、計画書のほか、概要版や市報、市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

⑤PDCAサイクルによる進捗管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の改善点の指摘を行っていきます。



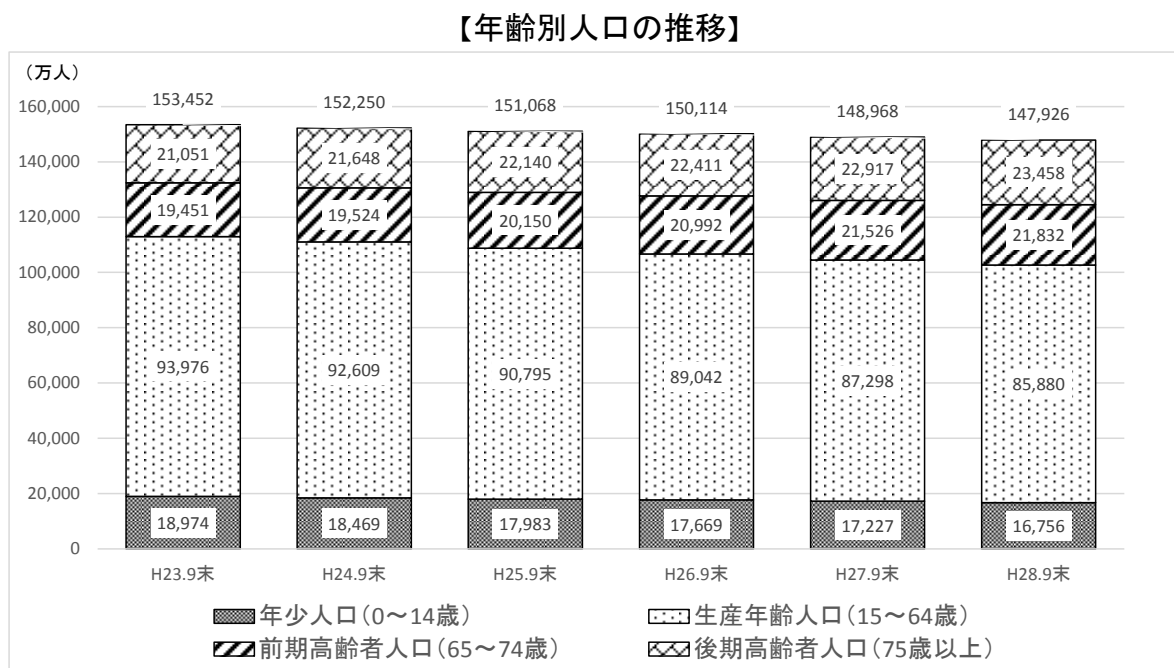
第2章 障害のある人を取り巻く環境

1. 人口・世帯

(1) 人口の状況

石巻市の人口は、平成28年9月末現在で147,926人です。近年は減少傾向にあり、平成23年から平成28年の5年間で5,526人減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し続けています。高齢者人口は増加傾向にあり、前期高齢者人口、後期高齢者人口ともに、平成23年から平成28年にかけて2,000人以上の増加となっています。



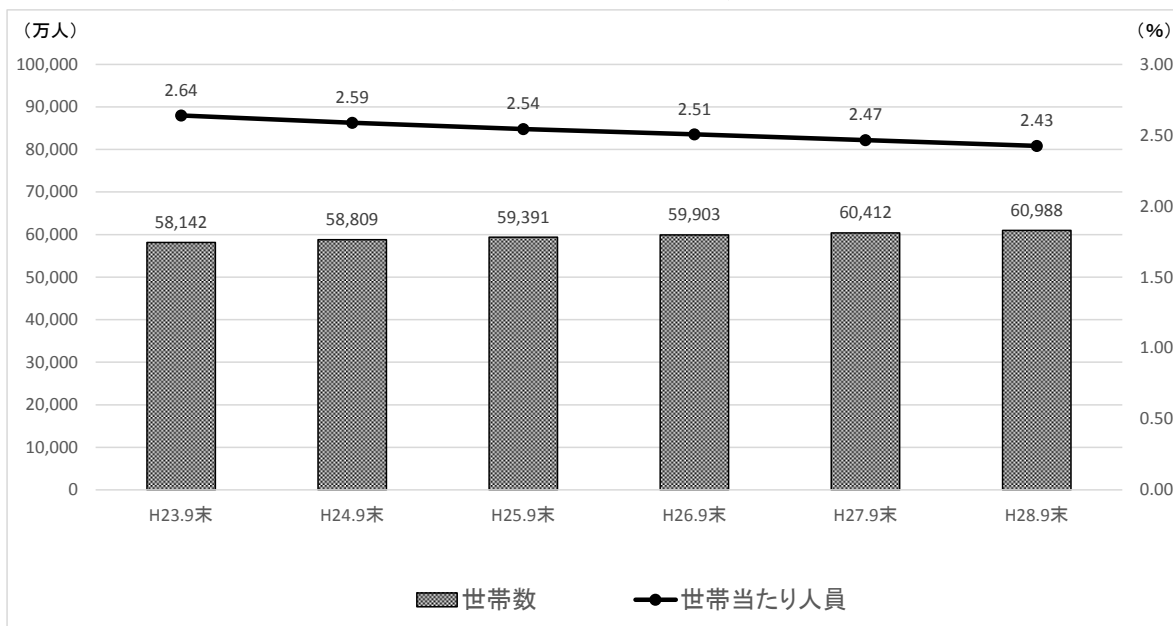
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 世帯の状況

石巻市の世帯数は、平成28年9月末現在で60,988世帯となっています。増加傾向が見られ、平成23年から平成28年にかけて2,846世帯の増加になっています。

人口が減少傾向にあり世帯数が増加していることから、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。平成23年の2.64人から平成28年には0.21人減少し、2.43人となっています。

【世帯数及び世帯あたり人員の推移】

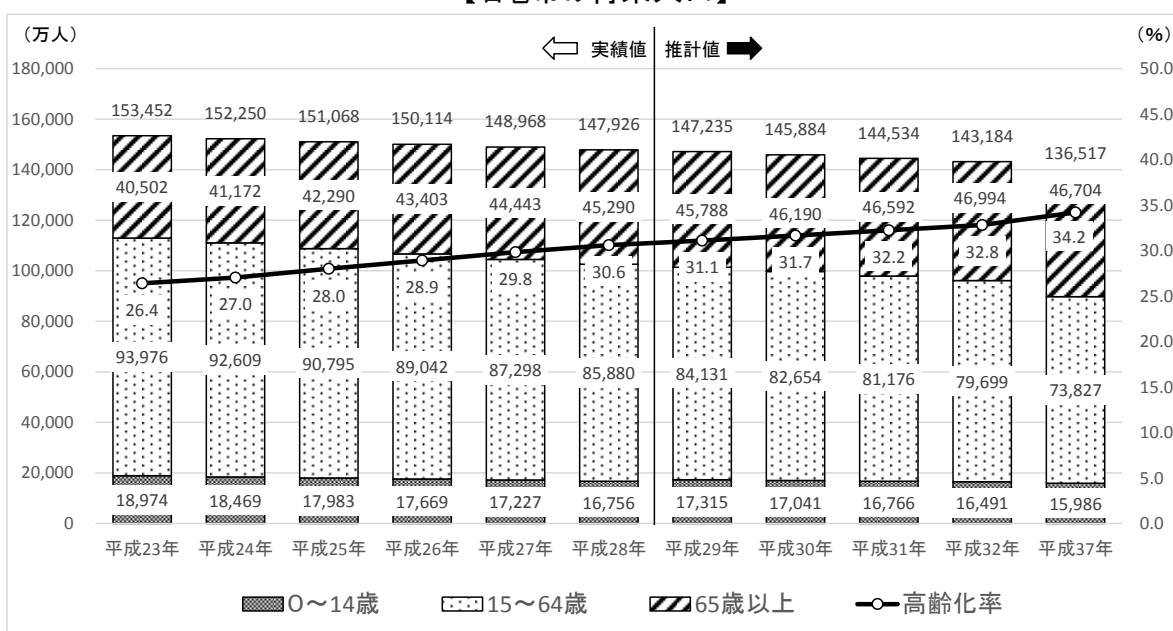


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 将来人口

「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～」の人口推計では、平成30年以降も緩やかに減少は続き、平成32年（2020年）は143,184人と平成23年より10,268人減少しています。平成37年（2025年）は、平成32年よりさらに6,667人減少し136,517人になると予想されます。高齢者人口は平成32年まで増加傾向にありますが、平成37年には減少に転換すると予想されます。

【石巻市の将来人口】



資料：平成23年～平成28年：住民基本台帳（各年9月末現在）

平成29年～平成37年：石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～をもとに推計

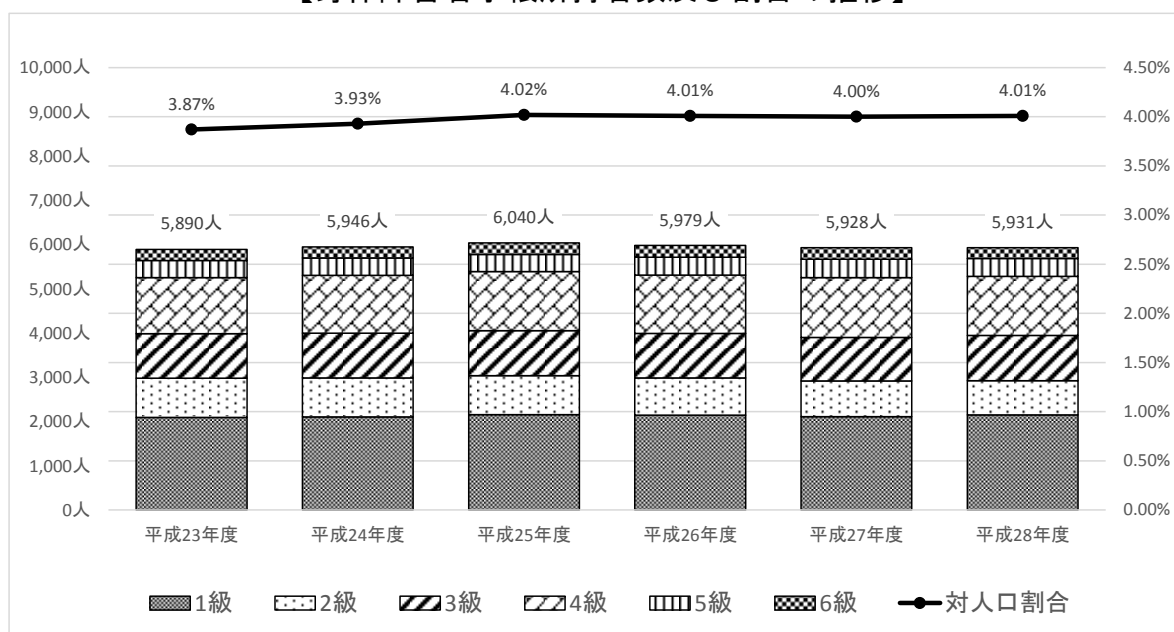
2. 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

石巻市における身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度末現在で 5,931 人となっています。平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

総人口に対する割合も、ほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度末には 4.01% となっています。

【身体障害者手帳所持者数及び割合の推移】



資料：市障害福祉課（各年度末現在）

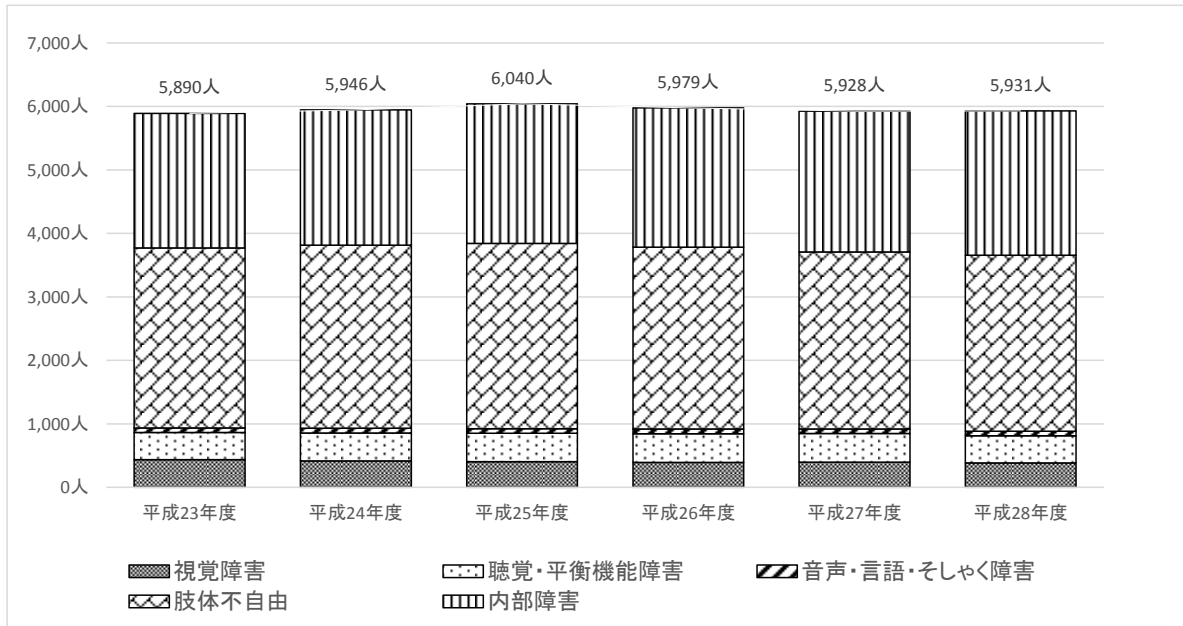
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
所持者数	5,890 人	5,946 人	6,040 人	5,979 人	5,928 人	5,931 人	
(うち 18 歳未満)	80 人	78 人	81 人	76 人	76 人	72 人	
対人口割合	3.84%	3.91%	4.00%	3.98%	3.98%	4.01%	
等級別所持者数	1 級	2,093 人	2,101 人	2,154 人	2,143 人	2,111 人	2,147 人
	2 級	885 人	884 人	884 人	841 人	808 人	774 人
	3 級	1,009 人	1,009 人	1,014 人	1,007 人	983 人	1,024 人
	4 級	1,265 人	1,311 人	1,335 人	1,319 人	1,350 人	1,339 人
	5 級	387 人	392 人	391 人	403 人	415 人	401 人
	6 級	251 人	249 人	262 人	266 人	261 人	246 人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）
 ※対人口割合は住民基本台帳、年度末現在

平成 28 年度末の状況を障害等級別にみると、「1 級」が 2,147 人で最も多く、全体の約 36%を占めています。

障害の種別でみると、平成 28 年度で「肢体不自由」が 2,770 人と最も多く、次いで「内部障害」が 2,276 人となっており、これらの種別で全体の約 85%を占めています。

【障害者種別手帳所持者の推移】



資料：市障害福祉課（各年度末現在）

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
所持者数		5,890 人	5,946 人	6,040 人	5,979 人	5,928 人	5,931 人
障害の種別	視覚障害	436 人	416 人	405 人	394 人	397 人	383 人
	聴覚・平衡機能障害	428 人	441 人	446 人	452 人	450 人	430 人
	音声・言語・そしゃく障害	73 人	75 人	73 人	72 人	71 人	72 人
	肢体不自由	2,835 人	2,883 人	2,917 人	2,866 人	2,789 人	2,770 人
	内部障害	2,118 人	2,131 人	2,199 人	2,195 人	2,221 人	2,276 人

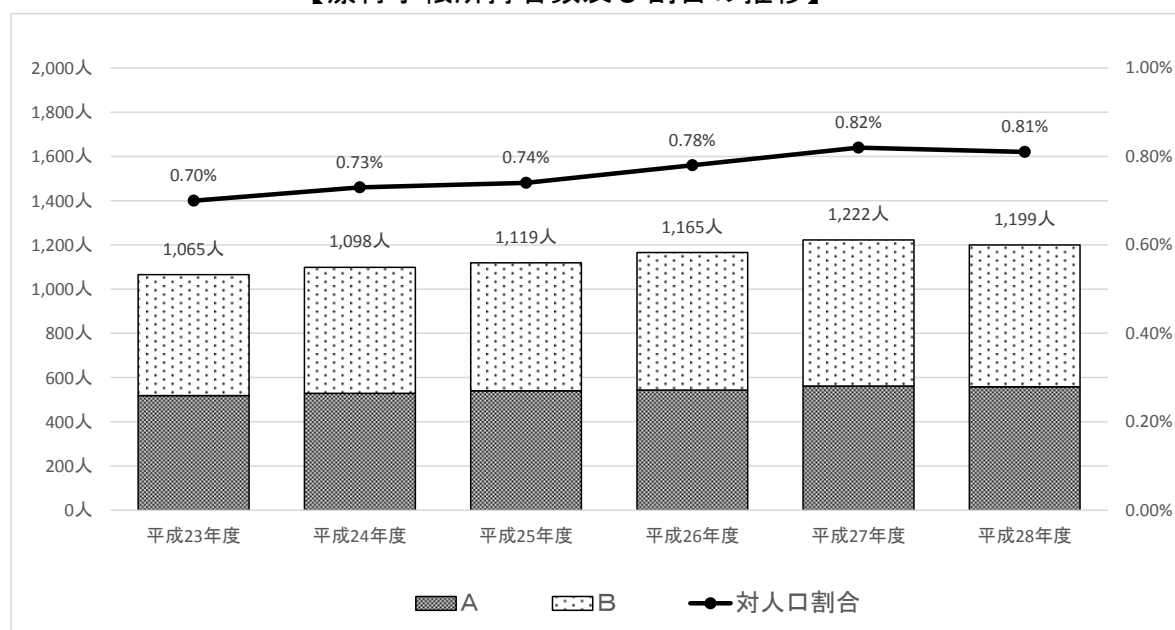
資料：市障害福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障害者

石巻市の療育手帳所持者数は、平成 27 年度まで増加傾向にあり、平成 28 年度末はやや減少し、1,199 人となっています。総人口に対する割合は前年度からほぼ横ばいで推移しています。

18 歳未満の障害児は、前年度から 40 人減少し、平成 28 年度は 244 人となっています。等級別にみると、Bが多くなっています。

【療育手帳所持者数及び割合の推移】



資料：市障害福祉課（各年度末現在）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
所持者数	1,065 人	1,098 人	1,119 人	1,165 人	1,222 人	1,199 人	
(うち 18 歳未満)	231 人	242 人	240 人	254 人	284 人	244 人	
対人口割合	0.70%	0.73%	0.74%	0.78%	0.82%	0.81%	
障害程度別	A	518 人	529 人	540 人	544 人	562 人	558 人
	B	547 人	569 人	579 人	621 人	660 人	641 人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

※対人口割合は住民基本台帳、年度末現

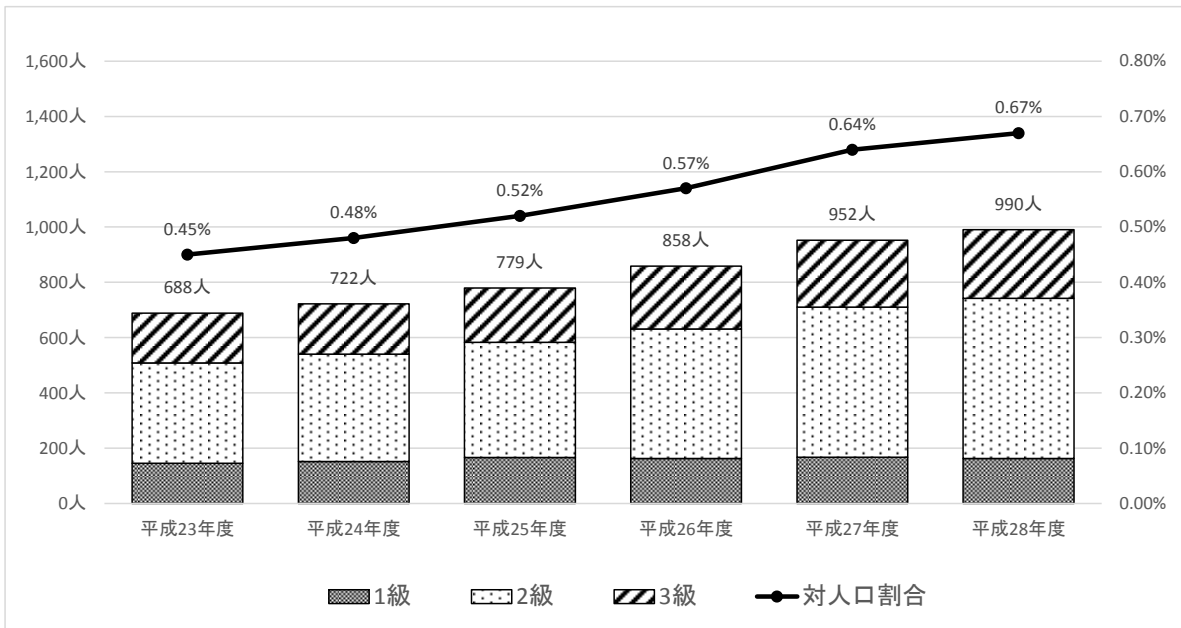
在

(3) 精神障害者

石巻市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 28 年度末現在で 990 人となっています。総人口に対する割合も増加してきており、平成 23 年度から 5 年間で 0.22%増加し、平成 28 年度には 0.67%となっています。

平成 28 年度末の状況を等級別にみると、「2 級」が最も多く、全体の 58.5%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移】



資料：市障害福祉課（各年度末現在）

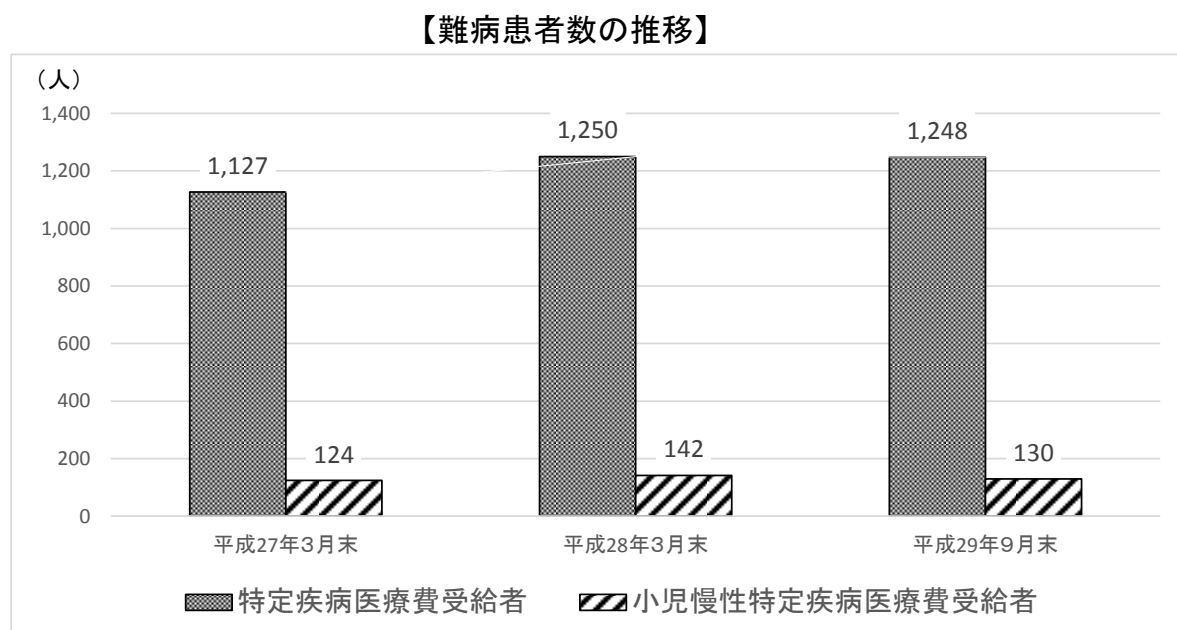
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
所持者数		688 人	722 人	779 人	858 人	952 人	990 人
対人口割合		0.45%	0.48%	0.52%	0.57%	0.64%	0.67%
等級別	1 級	145 人	152 人	166 人	163 人	167 人	163 人
	2 級	363 人	388 人	417 人	468 人	543 人	579 人
	3 級	180 人	182 人	196 人	227 人	242 人	248 人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳、年度末現在

(4) 難病患者

悪性関節リウマチやクローン病などの国が定めた基準に該当する難病患者数は、石巻市では、特定疾病医療費受給者が平成 29 年9月末現在 1,248 人で、平成 28 年3月末時点からほぼ横ばいで推移しています。

小児慢性特定疾病医療費受給者は、平成 27 年から平成 28 年にかけて増加していますが、平成 28 年から平成 29 年9月末時点では減少しており、12 人減の 130 人となっています。



資料：宮城県石巻保健所

3. 障害児の状況

(1) 特別支援学校在籍者数

平成 29 年度の県立支援学校の在籍児童・生徒数は以下のとおりです。

■宮城県立石巻支援学校の在籍者数

(平成 29 年 4 月 1 日現在 : 人)

学部	学年	在籍数	学部	学年	在籍数	学部	学年	在籍数
小学部	1年	8	中学部	1年	8	高等部	1年	35
	2年	9		2年	10		2年	19
	3年	6		3年	16		3年	30
	4年	8		計	34		計	84
	5年	4						
	6年	5						
	計	40						
							全校児童・生徒数	合計
								158

■宮城県立支援学校女川高等学園の在籍者数

(平成 29 年 4 月 1 日現在 : 人)

	高 1	高 2	計
生徒数	26	25	51

※平成 28 年度開校

(2) 特別支援学級等在籍者数

平成 29 年度の石巻市内の公立保育所、市立幼稚園に通園する障害児数、市立小学校、市立中学校における特別支援学級在籍者数は以下のとおりです。

■公立保育所における障害児通園者数

(平成 29 年 4 月 1 日現在 : 人)

		定員	通園者数
公立保育所	石巻地区	39	34
	河北地区	3	3
	雄勝地区	3	0
	河南地区	6	5
	桃生地区	3	3
	北上地区	3	2
	牡鹿地区	3	2
	計	60	49

■市立幼稚園における障害児通園者数

(平成 29 年 4 月 1 日現在 : 人)

	4 歳児	5 歳児	計
市立幼稚園	12	14	26

■市立小中学校における特別支援学級在籍者数

(平成 29 年 4 月 1 日現在 : 人)

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	計
知的障害	4	9	9	10	11	10	12	10	12	87
自閉症・情緒障害	6	5	3	8	12	9	8	7	10	68
視覚障害	2	1	1			1				5
聴覚障害	3		1	1	1			1		7
肢体不自由		1		2	1		2			6
病弱・身体虚弱		1	2		2		1	1	1	8
計	15	17	16	21	27	20	23	19	23	181

4. 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

①障害福祉サービス

管内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

【障害福祉サービス提供事業者の状況】

	事業所数	定員
居宅介護	31	—
重度訪問介護	24	—
同行援護	5	—
行動援護	1	—
重度障害者等包括支援	0	—
生活介護	16	416
自立訓練(機能訓練)	4	60
自立訓練(生活訓練)	4	42
就労移行支援	5	56
就労継続支援A型	4	80
就労継続支援B型	16	386
療養介護	0	—
短期入所	11	—
グループホーム	30	222
施設入所支援	2	74
計画相談支援	10	—
地域移行支援	3	—
地域定着支援	3	—
児童発達支援	6	52
放課後等デイサービス	14	142
障害児相談支援	8	—
保育所等訪問支援	1	—

資料：市障害福祉課（平成 29 年 9 月末現在）

②地域生活支援事業

石巻市で地域生活支援事業を指定している事業者は、移動支援事業が22か所、日中一時支援が26か所、訪問入浴サービスが6か所となっています。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託しています。

【地域生活支援事業提供事業者の状況（休止中含む）】

	事業所数
移動支援	22
日中一時支援	26
訪問入浴サービス	6
地域活動支援センター事業	8

資料：市障害福祉課（平成29年9月末現在）

（2）障害児入所施設

県の障害児入所施設は、医療型4施設、福祉型2施設、合計6施設となります。平成29年9月末日時点の障害児入所支給決定者数は4名で、すべて医療型障害児入所施設です。福祉型障害児入所施設の利用者はありませんでした。

【宮城県内の障害児入所施設】

事業所・施設名称	所在地	サービス種類名
独立行政法人国立病院機構宮城病院	亶理郡山元町	医療型障害児入所施設
エコ療育園	仙台市青葉区	医療型障害児入所施設
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院	仙台市太白区	医療型障害児入所施設
ステップ	栗原市	福祉型障害児入所施設
宮城県啓佑学園	仙台市泉区	福祉型障害児入所施設
宮城県立拓桃園	仙台市青葉区	医療型障害児入所施設

（3）相談支援・地域ケア体制

①障害者相談支援事業所

障害者の自立した社会生活の実現を目的として、障害者からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、石巻市では3か所の相談支援事業所に委託しています。

②障害者地域活動支援センター

通所による創作的活動生産活動の場や社会交流活動の機会を提供するなど、地域での社会参加を支援しています。圏域で8か所設置されています。

③石巻地域就業・生活支援センター

就職や職場適応など就業面の支援と生活習慣の形成や日常生活の管理など生活面の支援が必要な障害者に対して、一体的かつ総合的な支援を提供しています。

④身体障害者相談員・知的障害者相談員

[身体障害者相談員]

身体に障害のある方、又はその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して問題解決にあたるため、石巻市から委嘱されて活動しています。

[知的障害者相談員]

知的障害のある方の家庭における養育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、施設入所や就学・就職などについて関係機関との連絡にあたるため、石巻市から委嘱されて活動しています。

⑤民生委員、(主任) 児童委員

心身に障害のある方や高齢者などの支援が必要な方の相談に応じるとともに、関係機関と協力して地域福祉の増進に努めるため、市内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

⑥自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障害者支援のシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場です。平成24年度に石巻市、女川町の2市町で共同設置しています。

5. 国の基本指針の見直しについて

都道府県及び市町村の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであるため、国では、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る基本指針の見直しを検討してきました。また、児童福祉法の一部改正により、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成28年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、平成29年1月6日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。

基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行う。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等を行う。

【地域共生社会の実現に向けた取組】

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進する。

【発達障害者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障害者支援の計画的な体制整備を図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要である。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行う。

6. アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定や施策推進に役立てる目的で「障害福祉サービスに関するアンケート調査」を実施しました。

②調査の概要

○調査対象：身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者、自立支援医療（精神通院）受給者、特別児童扶養手当受給者

○調査期間：平成29年6月

○調査方法：郵送による配布・回収

○回収状況

調査対象	配布数	回収数 ^{※1}	回収率
身体障害者手帳保持者	900票	466票	51.8%
療育手帳保持者	200票	160票	80.0%
精神障害者保健福祉手帳保持者	150票	129票	86.0%
自立支援医療（精神通院）受給者	250票	64票	25.6%
特別児童扶養手当受給者	100票	7票	7.0%
全体	1,600票	737票 ^{※2}	46.1%

※1：各障害は本アンケートでの当該障害の選択回答者数、全体は回収数

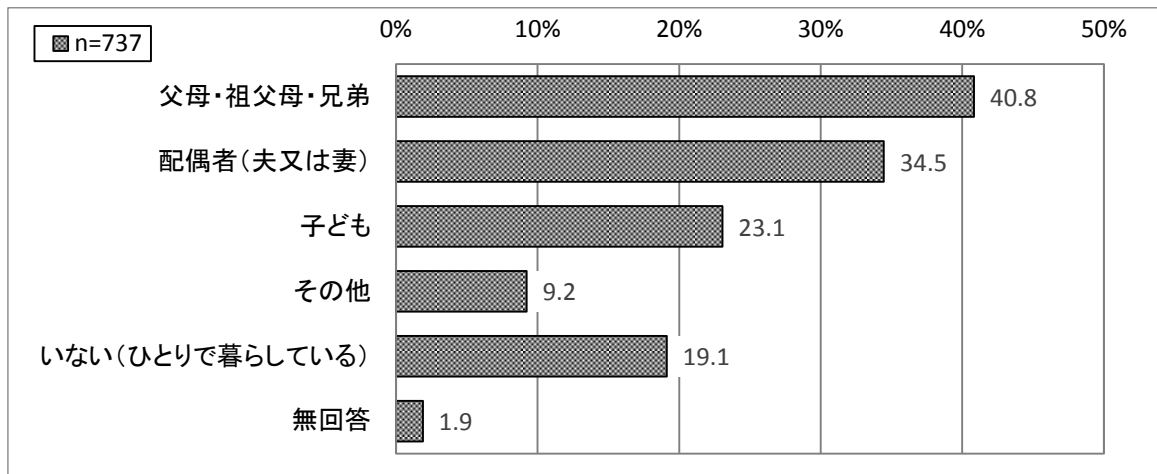
※2：手帳の複数所持があるため各手帳等の回収数の合計にはならない

(2) 結果の概要

①住まいや暮らしについて

- 現在、家族や親族と暮らしている方が7割と多くを占めていますが、約1割はひとり暮らしで、60～64歳では約2割のひとり暮らしの方がみられることから、今後、ひとり暮らしの増加に向けた対応が必要になってくると思われます。
- 現在福祉施設で暮らしている方が、今のままの生活を望んでいるのは6割にとどまっているため、他の暮らしへの移行のための環境整備を検討していくことが考えられます。
- 住まいの問題点については、精神障害者保健福祉手帳2級では「障害があることで断られる」が1割以上となっていることから、差別解消に向けた対策が必要だと考えられます。
- 地域で生活するための支援としては、情報提供が多く挙げられていることから、広報や情報伝達の方法について検討していくことが必要だと考えられます。
- 49歳以下では、就労への支援の要望が多くなっています。

■同居者（複数回答あり）

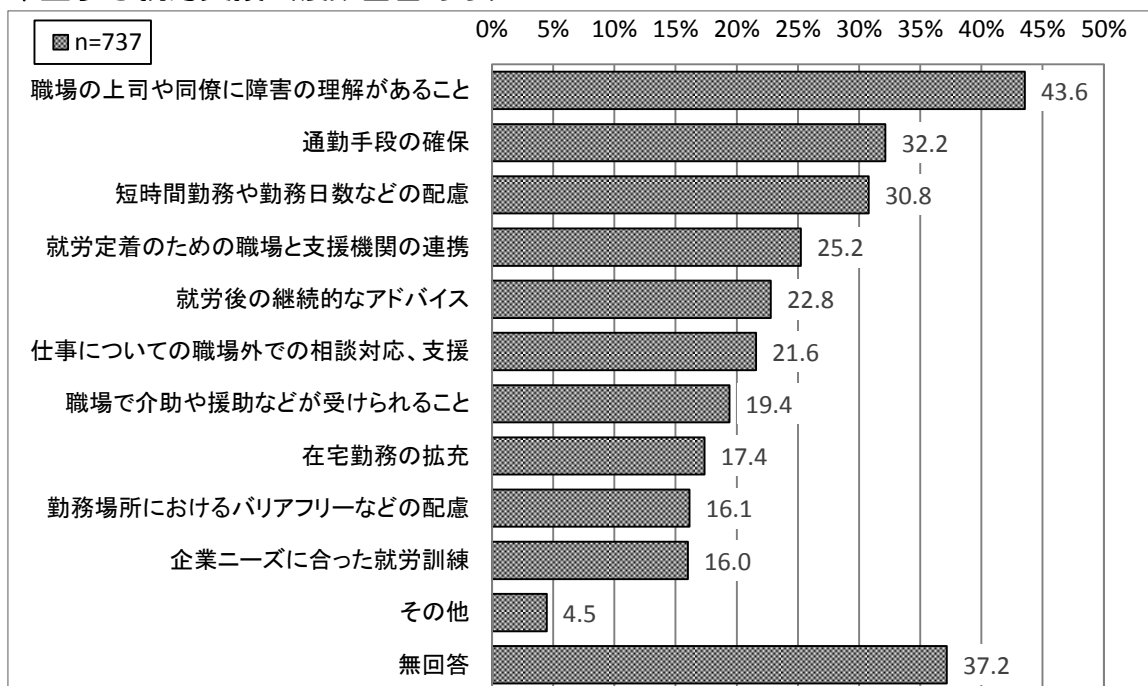


②日中活動や就労について

- 外出については、7割以上の方が週1回以上外出しています。外出の際に困ること、外出しない理由としては「公共交通機関が少ない(ない)」が多く挙げられています。
- 勤務形態としてはパート・アルバイト等が多くなっていますが、正職員も3割となっています。現在勤務していない方の就労意向は約4割で、これらの層に対する取組が重要となります。
- 職業訓練の意向は、7～17歳で6割と多いことから、職業訓練に至るまでの道筋を示していくことが重要です。

- 就労支援に関する要望としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が多く挙げられていることから、企業・団体に対する啓発活動、情報提供などの充実が望めます。

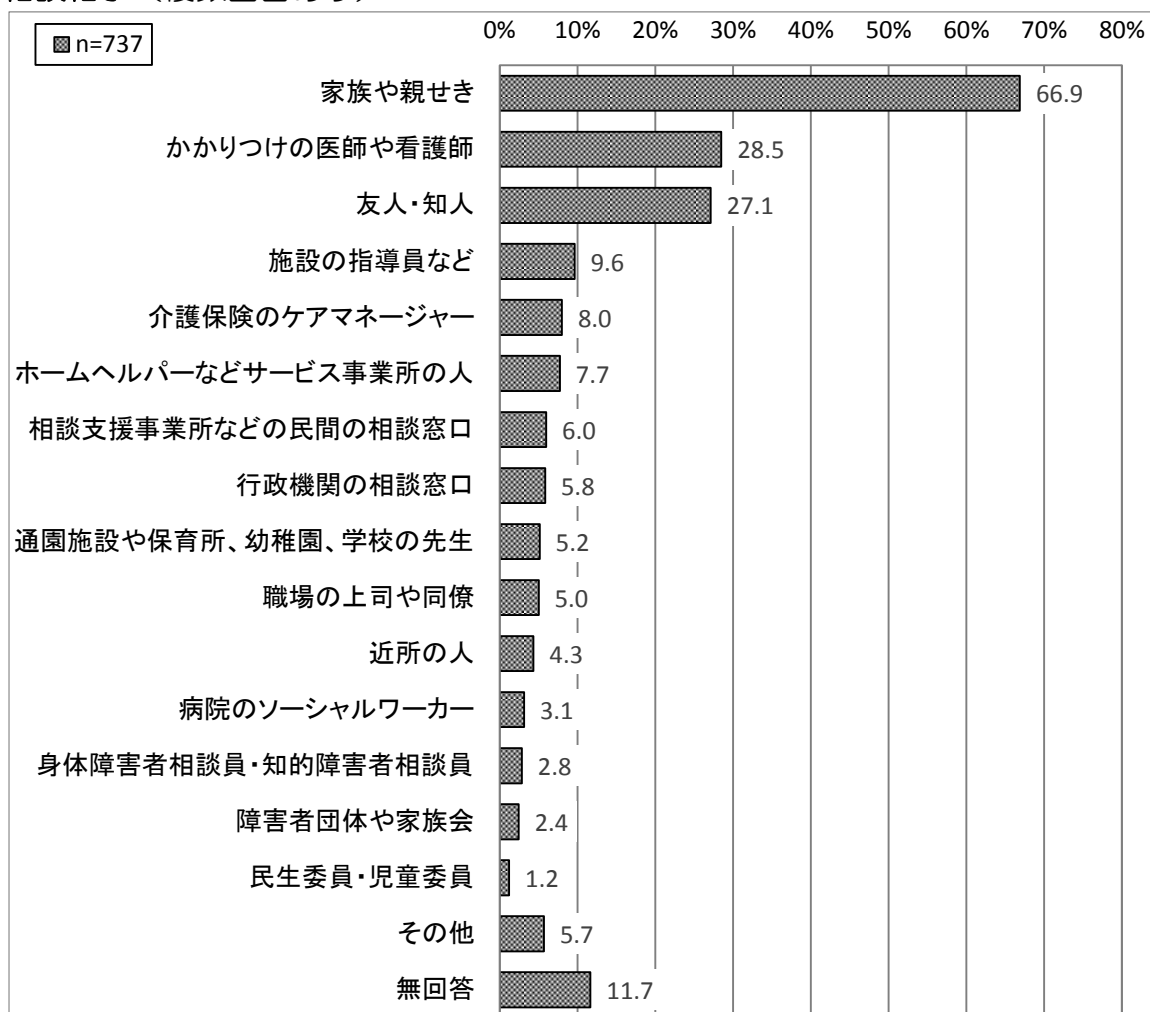
■希望する就労支援（複数回答あり）



③相談相手、情報入手について

- 悩み事の相談相手としては、「家族や親せき」が6割以上と多くなっていますが、「行政機関の相談窓口」が1割未満と少なくなっていることから、窓口に関する情報提供や相談事業の充実が望めます。
- 情報の入手先としても、行政機関の窓口は1割未満にとどまっており、情報提供活動についての検討が望めます。

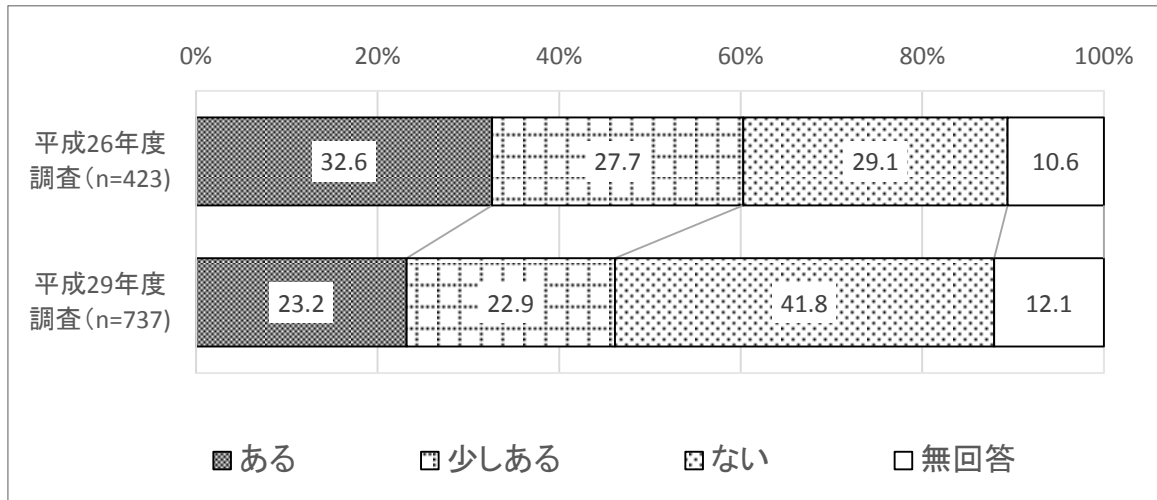
■相談相手（複数回答あり）



④権利擁護について

- 障害があることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」「少しある」と回答した方はそれぞれ2割以上になっています。平成26年度の調査と比較すると、「ある」「少しある」と回答した方は減少し、「ない」と回答した方は増加していることから、差別の解消がすすんでいることがわかります。しかし、障害別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」と回答した方が3割以上と他と比べて多くなっていることから、とくに精神障害への理解促進が重要です。
- 6歳以下では7割以上が差別や嫌な思いを経験していることから、保育園や施設への啓蒙・啓発活動が重要です。
- 全体では、外出先で差別や嫌な思いをした経験が4割以上と最も多く、地域全体での差別解消に向けた取組が期待されます。
- 成年後見制度については、内容の理解度が低いことから、制度の周知とともに、制度内容についての広報活動が重要になってくると思われます。

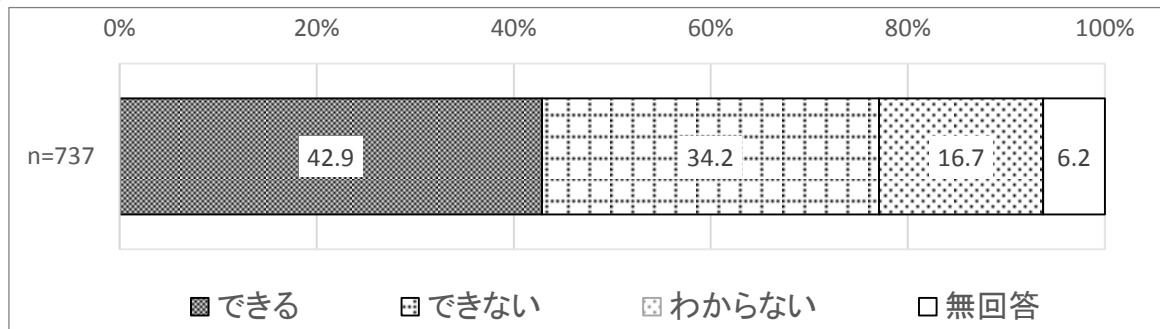
■差別や嫌な思いの経験



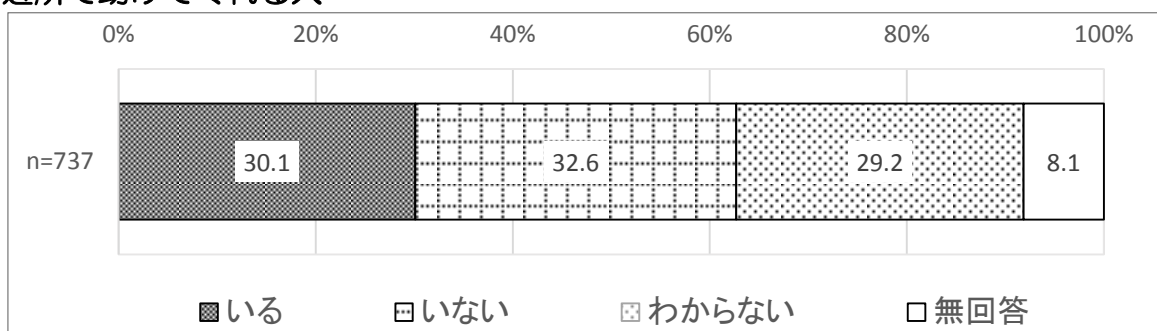
⑤災害時の避難などについて

- 災害時にひとりで避難をすることができない方が3割以上になっていることから、避難時の対策が課題として挙げられます。ひとりで避難できない方で、近所で助けてくれる人がいない4割の方への対策が必要です。
- 災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられない」「避難所で必要な支援を受けられるか不安」など、必要な支援が受けられるかという不安が多くなっています。
- 避難行動要支援者の登録制度については、認知度・理解度とも低いため、積極的な情報提供活動が必要だと思われます。登録希望について、「わからない」が多いことから、制度内容の理解不足から判断できない状況にあると思われるため、制度内容の周知が重要だと考えられます。

■災害時のひとりでの避難



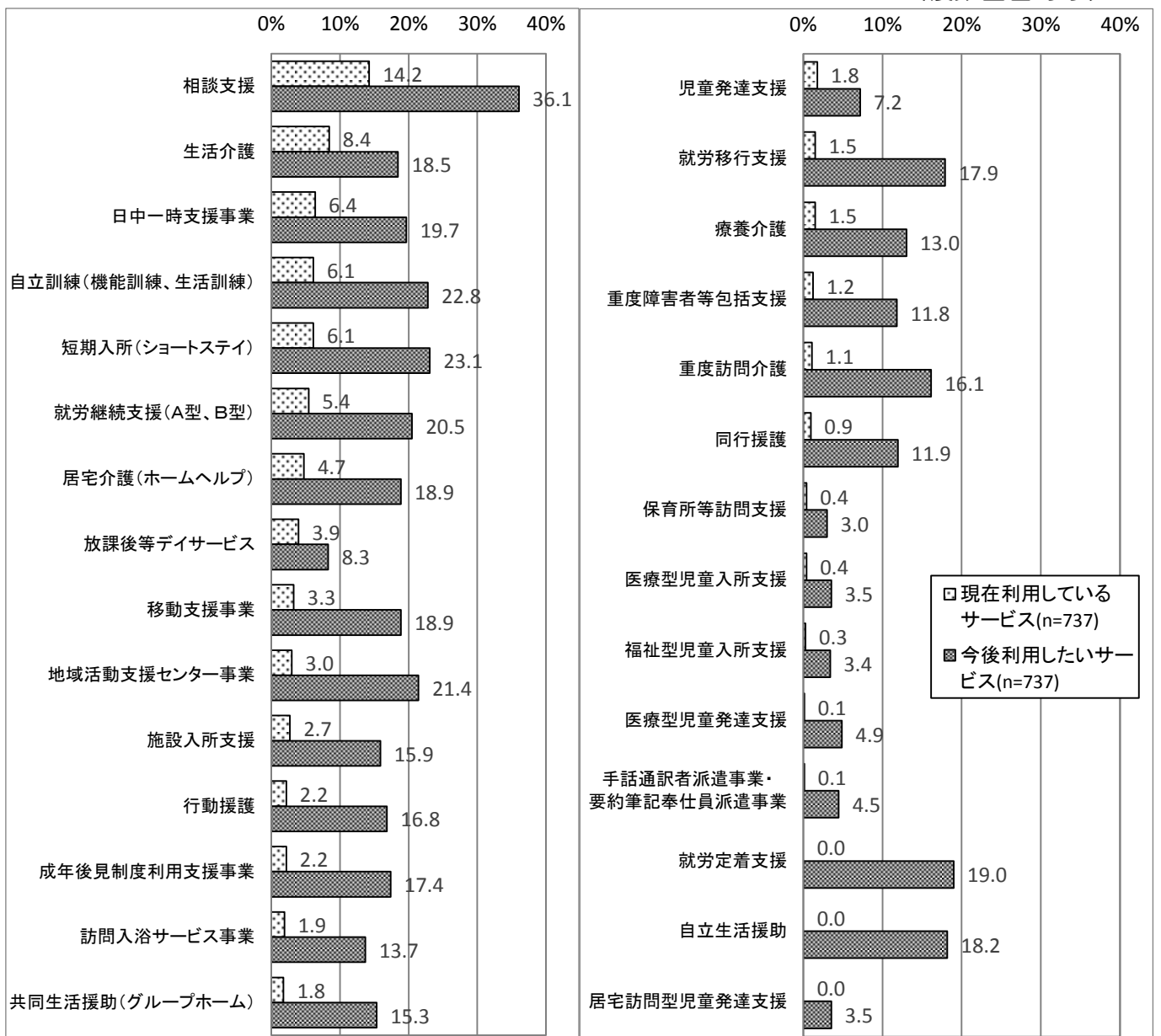
■近所で助けてくれる人



⑥障害福祉サービスについて

- 「相談支援」は、現在の利用、今後の利用意向ともに最も多く、また現利用率と今後の利用意向との差も大きいことから、ニーズは非常に高いと考えられますので、充実した取組が必要となります。
- 現在利用中のサービスと今後の利用意向については、全てのサービスで今後の利用意向の方が高くなっています。
- 今後利用したいサービスでは、「相談支援」が3割を超えて最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「地域活動支援センター事業」「就労継続支援（A型、B型）」が2割超で続いています。
- この現在利用中の割合と今後の利用意向の割合の差分を、新たなニーズとして捉えると、相談支援が最も高く、差分は21.9%となっています。

(複数回答あり)



7. 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、平成 28 年度現在、利用者数、利用量ともに計画値を上回るサービスはありません。

「居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援」では、利用者は増加傾向にあるものの、計画で見込んだ増加率より低く、平成 28 年度では7割の利用にとどまっています。

「行動援護」では、計画値の5割程度となっています。

「同行援護」では、毎年 2 名の利用者増を見込んでいましたが、平成 27 年度と 28 年度では2名の利用となっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包 括支援	利用者数	人	計画値	227	261	300
			実績値	209	212	222
			達成率	92.1%	81.2%	74.0%
	利用量	時間/月	計画値	4,266	4,907	5,640
			実績値	3,771	3,898	3,827
			達成率	88.4%	79.4%	67.9%
行動援護	利用者数	人	計画値	17	18	19
			実績値	12	9	10
			達成率	70.6%	50.0%	52.6%
	利用量	時間/月	計画値	121	128	135
			実績値	82	60	78
			達成率	67.8%	46.9%	57.8%
同行援護	利用者数	人	計画値	7	9	11
			実績値	4	2	2
			達成率	57.1%	22.2%	18.2%
	利用量	時間/月	計画値	47	60	74
			実績値	27	14	21
			達成率	57.4%	23.3%	28.4%

<問題点・課題>

- ・事業所及び人材が不足しています。
- ・介護保険併給者の支給決定者数の増加にともない、サービス需要が増えています。
- ・高齢者の人工透析患者の増加に伴い、通院介助の希望が増加しています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援（A雇用型）」「短期入所」「療養介護」で計画値を上回る実績となっていますが、それ以外では計画値を下回っています。

特に、「就労移行支援」では、毎年利用者が減少しており、平成 28 年度では計画値の 3 割程度にとどまっています。

「療養介護」は、利用できる施設が市内になく、利用者全員、市外・県外の施設を利用しています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活介護	利用者数	人	計画値	362	395	431
			実績値	336	353	363
			達成率	92.8%	89.4%	84.2%
	利用量	人日／月	計画値	6,733	7,347	8,017
			実績値	6,246	6,530	6,672
			達成率	92.8%	88.9%	83.2%
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	計画値	2	3	4
			実績値	1	3	3
			達成率	50.0%	100.0%	75.0%
	利用量	人日／月	計画値	10	14	19
			実績値	2	26	26
			達成率	20.0%	185.7%	136.8%
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	計画値	16	17	19
			実績値	12	21	23
			達成率	75.0%	123.5%	121.1%
	利用量	人日／月	計画値	254	270	302
			実績値	172	292	278
			達成率	67.7%	108.1%	92.1%
就労移行支援	利用者数	人	計画値	31	33	35
			実績値	21	17	13
			達成率	67.7%	51.5%	37.1%
	利用量	人日／月	計画値	570	607	644
			実績値	354	301	213
			達成率	62.1%	49.6%	33.1%
就労継続支援 (A雇用型)	利用者数	人	計画値	48	52	57
			実績値	62	75	71
			達成率	129.2%	144.2%	124.6%
	利用量	人日／月	計画値	989	1,071	1,174
			実績値	1,241	1,463	1,370
			達成率	125.5%	136.6%	116.7%

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
就労継続支援 (B非雇用型)	利用者数	人	計画値	236	257	280
			実績値	214	224	240
			達成率	90.7%	87.2%	85.7%
	利用量	人日／月	計画値	4,413	4,806	5,236
			実績値	3,972	4,222	4,548
			達成率	90.0%	87.8%	86.9%
短期入所	利用者数	人	計画値	74	81	88
			実績値	79	91	106
			達成率	106.8%	112.3%	120.5%
	利用量	人日／月	計画値	540	591	642
			実績値	582	707	811
			達成率	107.8%	119.6%	126.3%
療養介護	利用者数	人	計画値	29	29	29
			実績値	29	30	30
			達成率	100.0%	103.4%	103.4%

<問題点・課題>

- 重度障害の方や、行動障害のある方が利用できる事業所が不足しています。
- 車椅子での送迎に対応できる事業所が不足しています。
- 一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の利用者の増加を図る必要があります。
- 利用者一人ひとりに合った就労支援サービスを提供するため、不足気味である就労継続支援（A型）事業所を増やす必要があります。
- 短期入所利用者の増加により、利用者が希望日に利用できない状況が生じています。
- 医療型短期入所施設が市内にないため、市外の施設を利用しなければならない状況が続いています。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、ほぼ計画値の利用となっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	計画値	159	165	172
			実績値	158	165	169
			達成率	99.4%	100.0%	98.3%
施設入所支援	利用者数	人	計画値	133	132	130
			実績値	131	128	126
			達成率	98.5%	97.0%	96.9%

<問題点・課題>

- ・病院・施設から在宅への移行を促進するため、グループホームの整備が望まれます。

(4) 障害児支援

「放課後等デイサービス」は、計画値を大きく超えて、平成 28 年度では計画値を 3 割以上上回る利用になっています。

「児童発達支援」は、計画値の 6 割程度の利用にとどまっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	利用者数	人	計画値	17	20	23
			実績値	12	12	15
			達成率	70.6%	60.0%	65.2%
放課後等デイサービス	利用者数	人	計画値	60	68	77
			実績値	61	75	106
			達成率	101.7%	110.3%	137.7%
保育所等訪問支援	利用者数	人	計画値	-	-	-
			実績値	0	0	0
			達成率	-	-	-
医療型児童発達支援	利用者数	人	計画値	-	-	-
			実績値	0	0	0
			達成率	-	-	-

<問題点・課題>

- 全国的に放課後等デイサービスの利用者が増加しており、石巻市においても同様です。
- 障害児通所支援は療育を目的としていることから、家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、日中一時支援等の活用をすすめる等、障害児通所の給付決定の適正化が求められています。

(5) 相談支援

石巻市では、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成率は 100%となっています。

「障害児相談支援」は、計画値を大きく超えて、平成 28 年度では計画値を5割以上上回る利用になっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
計画相談支援	利用者数	人	計画値	1,000	1,100	1,200
			実績値	880	1,006	1,048
			達成率	88.0%	91.5%	87.3%
地域移行支援	利用者数	人	計画値	5	5	5
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数	人	計画値	5	5	10
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	利用者数	人	計画値	77	88	100
			実績値	71	119	151
			達成率	92.2%	135.2%	151.0%

<問題点・課題>

- 全ての利用者にサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が義務付けられていますが、相談支援専門員の不足により、計画作成の遅れが懸念されています。

(6) 地域生活支援事業

① 必須事業

「障害者相談支援事業」の相談件数が増加しており、平成 28 年度には相談支援事業所 1 か所平均 2,784 件になっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業(基幹相談支援センターを含む)	実施か所	箇所	計画値	4	4	4
			実績値	4	4	4
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	相談件数	件	実績値	10,124	10,508	11,137
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無		計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
	相談件数(新規)	件	実績値	382	240	326
	相談件数(継続)	件	実績値	244	177	257
	入居支援件数	件	実績値	101	164	156
成年後見制度利用支援事業	市長申立て件数	件	計画値	3	6	7
			実績値	3	1	4
			達成率	100.0%	16.7%	57.1%
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣件数	件	計画値	115	122	128
			実績値	98	123	100
			達成率	85.2%	100.8%	78.1%
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	利用件数	件	計画値	3	4	4
			実績値	14	7	9
			達成率	466.7%	175.0%	225.0%
自立生活支援用具	利用件数	件	計画値	22	23	24
			実績値	31	23	19
			達成率	140.9%	100.0%	79.2%
在宅療養等支援用具	利用件数	件	計画値	54	56	58
			実績値	64	43	33
			達成率	118.5%	76.8%	56.9%

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
情報・意思疎通 支援用具	利用件数	件	計画値	24	25	26
			実績値	19	42	41
			達成率	79.2%	168.0%	157.7%
排せつ管理支援 用具	利用件数	件	計画値	3,529	3,706	3,891
			実績値	3,527	3,728	3,655
			達成率	99.9%	100.6%	93.9%
住宅改修	利用件数	件	計画値	3	4	5
			実績値	2	4	3
			達成率	66.7%	100.0%	60.0%
手話奉仕員養成 研修事業	開催回数	回	計画値	20	20	20
			実績値	20	22	20
			達成率	100.0%	110.0%	100.0%
	参加者数	人	計画値	30	30	30
			実績値	40	23	26
			達成率	133.3%	76.7%	86.7%
延べ登録者 数	人	計画値	48	62	62	
		実績値	53	71	71	
		達成率	110.4%	114.5%	114.5%	
移動支援事業	実施か所	箇所	計画値	14	15	15
			実績値	14	14	15
			達成率	100.0%	93.3%	100.0%
	利用人数	人	計画値	129	139	150
			実績値	117	126	139
			達成率	90.7%	90.6%	92.7%
利用時間	時間	計画値	5,673	6,617	7,719	
		実績値	4,746	3,686	4,884	
		達成率	83.7%	55.7%	63.3%	
地域活動支援セ ンター事業	実施か所	箇所	計画値	5	4	4
			実績値	5	7	8
			達成率	100.0%	175.0%	200.0%
	利用人数	人	計画値	44	44	44
			実績値	44	78	59
			達成率	100.0%	177.3%	134.1%

<問題点・課題>

- ・ 障害者相談支援事業では、相談件数の増加に伴い、新規相談の対応が難しくなりつつあり、相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携強化が重要になっています。
- ・ 相談窓口の質の向上のため、今後も人材育成に積極的に働きかけることが必要です。
- ・ とくに半島部等に住んでいる方の外出支援のため、移動支援事業の拡充等の検討が必要ですが。
- ・ 震災後の家賃高騰や身元引受人がいらないなどのさまざまな理由により、退院後の住居を見つけることが困難な状況が生じています。

②任意事業

「訪問入浴サービス事業」の利用者数は、ほぼ計画値どおりとなっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	人	計画値	23	24	25
			実績値	29	25	24
			達成率	126.1%	104.2%	96.0%
	利用回数	回	計画値	1,388	1,589	1,818
			実績値	1,445	1,426	1,265
			達成率	104.1%	89.7%	69.6%
日中一時支援事業	利用人数	人	計画値	204	222	242
			実績値	203	187	173
			達成率	99.5%	84.2%	71.5%
	利用回数	回	計画値	10,760	12,901	15,468
			実績値	9,129	8,680	6,271
			達成率	84.8%	67.3%	40.5%
社会参加促進事業	補助件数	件	計画値	-	-	-
			実績値	4	6	7
			達成率	-%	-%	-%
声の広報発行事業	配布人数	人	計画値	-	-	-
			実績値	19	16	20
			達成率	-	-	-
障害者虐待防止対策支援事業	市虐待防止センターで実施					
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	補助件数	件	計画値	-	-	-
			実績値	11	12	13
			達成率	-	-	-

<問題点・課題>

- ・「日中一時支援事業」の利用者数は、平成 28 年度までは減少傾向にありますが、障害児通所支援の利用増に伴い、今後は、障害児の利用の増加が見込まれます。

(8) 成果目標の達成状況

①施設入所者の地域生活への移行

- 国が示す基本的な考え方
- 平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行。
 - 平成 29 年度末時点の施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減。
 - ※平成 26 年度末において、平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■石巻市の目標設定と現状

項目	目標 数値	H29 6月末	考 え 方
平成 25 年度末時点の入所者数 (A)	133 人	/	平成 25 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成 29 年度末の地域生活移行者数 (B)	9 人	7 人	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数
	6.8%	5.3%	移行割合 (B/A)
【目標値】 削減見込 (C)	6 人	8 人	施設入所者の削減見込数
	4.5%	6.0%	削減割合 (C/A)

②地域生活支援拠点等の整備

- 国が示す基本的な考え方
- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 29 年度までに各圏域に少なくとも一つを整備する。

■石巻市の状況

平成 31 年度末までに、自立支援協議会での検討を踏まえ、女川町と共同で面的な体制を整備します。

③福祉施設から一般就労への移行等

- 国が示す基本的な考え方
- 福祉施設から一般就労への移行について、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍。
 - 就労移行支援事業の利用者数について、平成 29 年度末における福祉施設の利用者を平成 25 年度末から 6 割以上増加。
 - 就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上。

■石巻市の目標設定と現状

項目	目標数値	H29 6月末	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	8人		平成 24 年度において、福祉施設 から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	28人		平成 25 年度末時点の就労移行支 援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	3事業所		平成 25 年度末時点の就労移行支 援事業所数
【目標値】 目標年度 (平成 29 年度) の一 般就労移行者数 (D)	12人	2人	平成 29 年度において、福祉施設 から一般就労に移行した者の数
	1.5倍	0.3倍	(D/A)
【目標値】 目標年度 (平成 29 年度) の就労 移行支援事業利用者数 (E)	37人	13人	平成 29 年度における就労移行支 援事業利用者数
	3割増	—	(E/B) -1
【目標値】 目標年度 (平成 29 年度) の就労 移行率 3割以上事業所数 (F)	1事業所	0事業所	平成 29 年度における就労移行率 が3割以上の事業所数
	3割	0割	(F/C)

<問題点・課題>

- ・就業・生活支援センターやハローワークとの連携、平成 30 年度に創設される就労定着支援の利用促進により、一般就労への移行・定着を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本的な視点

平成 29 年度から平成 32 年度までを計画期間とする石巻市第3次障害者計画では、基本理念を『共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ』と設定しています。障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

この計画においても、障害者計画の基本理念のもと、以下の基本方針にそって事業を推進していきます。

《石巻市第3次障害者計画 基本理念》

共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ

2. 計画推進の基本方針

自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために、以下の4つの事項について、計画的な遂行を図っていきます。

1. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、地域の実情に応じて、制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保する等の取組を進めていきます。

また、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援が必要な障害児者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組等を計画的に推進していきます。

2. 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めています。

また、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市との連携の重要性について周知を図っていきます。

3. 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。障害者差別解消法では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の障害のある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難となる人とされており、障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

石巻市では、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行うとともに、差別に関する相談に適切に対応していきます。

4. 意思決定支援、成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に関する施策の推進にあたっては、広く情報提供活動を行い、成年後見制度の役割や利用方法等の周知に努め、適切な利用促進に繋げていくよう関係各機関との連携を図っていきます。

3. 計画策定にあたって

石巻市では、第5期障害福祉計画を策定していくにあたり、以下の4つの基本的考え方を踏まえた計画としていきます。

- ①石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例及び障害者差別解消法の考え方との整合性を図る。
- ②実効性のある計画を目指し、障害者計画（基本計画）・障害福祉計画及び障害児福祉計画（実施計画）の一体化に向けて事業の整理を行う。
- ③人口の動向やニーズを踏まえ、現実的な計画値を設定する。
- ④施策を効果的・効率的に推進するため、3年間で優先的に取り組むべき重点事業を設定する。

この基本的考え方を踏まえ、今期計画の重点事業を以下のように設定します。

【重点事業】

第3次障害者計画の 基本目標	施策	事業
基本目標1 障害による差別をなくし、支え合う市民意識の醸成に努めます	1-1 啓発活動、福祉教育の推進	○理解促進研修・啓発事業
基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します	2-1 相談支援体制の確保	○相談支援事業 ○関係機関相談窓口の周知 ○自立支援協議会の連携 ○ 新 地域生活支援拠点の整備
基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します	3-1 多様な就労への支援	○就労支援施設等からの物品調達 ○就労移行支援
基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます	5-1 発達・療育支援環境の充実	○ 新 児童発達支援センターの設置

4. 平成 32 年度における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本。
○平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本。
※平成 29 年度末において、平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■石巻市の目標設定

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	126 人	平成 28 年度末時点入所者数
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活移行者 (B)	9 人	入所施設からグループホーム等への移行見込者数
	7.1%	移行割合 (B/A)
【目標値】 削減目標数 (C)	0 人	平成 32 年度末段階での削減見込者数
	0.0%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を

通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 国が設定する式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率を、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とすることを基本。

■石巻市の目標設定

項 目	目 標
⑨保健・医療・福祉関係者による協議の場	平成 32 年度末までに石巻市・女川町圏域で設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的に、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していきます。

国の基本指針では、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としており、石巻市・女川町圏域において、平成 31 年度には面的な整備を終える予定です。

■石巻市の目標設定

項目	目標
⑧ 地域生活支援拠点等の整備	平成 31 年度末までに石巻市・女川町圏域で面的な体制を整備

【地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）】



資料：厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議」（平成 28 年 12 月）資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定。平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本。

■石巻市の目標設定

項目	数 値	備 考
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	9人	平成 28 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	6人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	3事業所	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 平成 32 年度の一般就労移行者数 (D)	12人 1.3倍(D/A)	平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数 (E)	14人 233.3%(E/B)	平成 32 年度末時点での利用見込数
【目標値】 就労移行率が 3 割以上の事業所	1 事業所 25.0%	平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所数
⑨【目標値】 職場定着率	平成 31 年度 30.0% 平成 32 年度 50.0%	それぞれの年度末における 1 年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本。平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成 30 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。

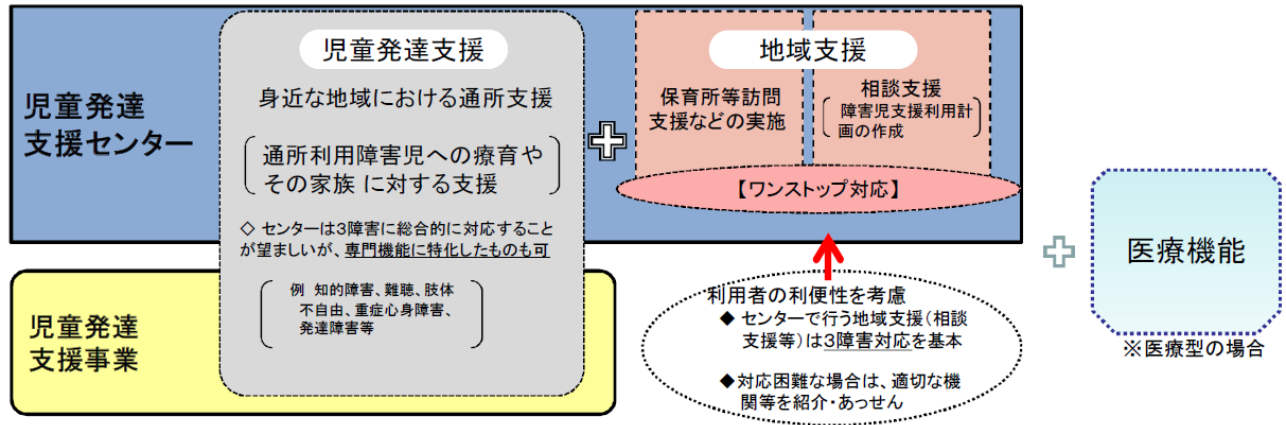
■石巻市の目標設定

項 目	目 標
⑨ 児童発達支援センター※	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での設置目標数 1
⑨ 保育所等訪問支援（利用可能事業所）	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑨ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑨ 重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑨ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成 30 年度末までに石巻市・女川町 圏域で設置

※児童発達支援センター：

児童発達支援センターとは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

【児童発達支援センターと事業（イメージ）】



資料：厚生労働省「社会保障審議会障害者部会」（平成 27 年 9 月）資料

5. 重点事業

施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 啓発活動、福祉教育の推進

第3次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます					
	施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進					
重点事業	理解促進研修・啓発事業					
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。					
方向性	継続					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
講座等開催回数	—	—	3	3	3	3

(2) 相談支援体制の確保

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	相談支援事業					
概要	障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。					
方向性	充実					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
委託型相談支援事業所数	4	4	4	4	5	5

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	関係機関相談窓口の周知					
概要	訪問、巡回等による相談受付等、相談しやすい体制を実施します。また、当事者の協力のもとで発達障害の啓発リーフレットや障害福祉ガイドブックを作成する等、窓口や制度の周知を図ります。					
方向性	充実					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
啓発リーフレットの作成	—	検討	作成	配布	配布	配布

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	自立支援協議会の連携					
概要	相談支援事業をはじめとする地域における障害者への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす場として、女川町と共同で自立支援協議会を設置しています。					
方向性	継続					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
協議会の運営	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	⑨地域生活支援拠点の整備					
概要	障害者の高齢化・重度化、「親亡き後」も見据えつつ、地域における課題の解決を目指す地域生活支援拠点を整備します。					
方向性	新設					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
拠点の設置	—	検討	検討	検討	設置	設置

(3) 就労への支援

第3次 障害者計画	基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します					
	施策3-1 多様な就労への支援					
重点事業	就労支援施設等からの物品調達					
概要	石巻市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。					
方向性	継続					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
契約件数	23	24	25	26	27	28

第3次 障害者計画	基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します					
	施策3-1 多様な就労への支援					
重点事業	就労移行支援					
概要	制度の周知や雇用に関する情報の提供を、関係機関との連携により実施します。					
方向性	充実					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
事業所数	4	3	5	5	5	6

(4) 発達・療育支援環境の充実

第3次 障害者計画	基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます					
	5-1 発達・療育支援環境の充実					
重点事業	⑨ 児童発達支援センターの設置					
概要	障害の早期発見、早期療育支援を図る体制を整備するため、児童発達支援センターを設置します。					
方向性	新設					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
センターの設置	—	—	検討	検討	検討	設置

第4章 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策

障害福祉サービスの見込量推計にあたっては、石巻市の人口動態と「障害福祉サービスに関するアンケート調査」結果のサービス別ニーズを参考にしています。サービス別ニーズは、現在利用中のサービス割合と今後利用したいサービス割合の差分を増加するニーズ割合ととらえ、現利用量に付加する形で算出しています。また、ニーズを踏まえた見込量に、以下に記載している【見込量の考え方】を勘案して、最終的な見込量の設定を行っています。

$$\text{見込量} = \text{現在利用量} + \text{ニーズ割合} \pm \text{見込量の考え方}$$

今後、障害福祉分野において深刻な人材不足が予想されます。引き続き人材の確保に努めつつ、新たな担い手を見つけることは非常に困難であるという認識の下、①資源を現在よりも減らさないこと、②人材のスキルアップを図り生産性を向上させていくこと、③効率を向上させる仕組みづくりが課題となっています。

1. 訪問系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量の考え方】

○現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれ

る者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

	単位	見込				
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等 包括支援	実利用者数	人	240	247	254	261
	利用量	時間/月	4,000	4,200	4,400	4,600

【確保の方策】

- 関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増加に対応します。特にニーズの高い行動援護については、供給の拡大に努めます。
- 重度訪問介護は、療養介護利用者の外出や、帰宅時にも利用可能となったため、事業所や相談支援事業所と連携しながら利用可能な方に情報提供をしていきます。

2. 日中活動系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A雇用型・B非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【見込量の考え方】

- 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 就労移行支援については、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 就労定着支援については、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数から利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実利用者数	人	375	385	395	405
	利用量	人日/月	7,300	7,500	7,700	7,900
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人	5	6	7	8
	利用量	人日/月	30	36	42	48
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人	25	27	29	31
	利用量	人日/月	290	313	336	360
就労移行支援	実利用者数	人	10	11	12	14
	利用量	人日/月	130	143	156	182
就労継続支援 (A 型)	実利用者数	人	70	70	75	80
	利用量	人日/月	1,350	1,351	1,448	1,544
就労継続支援 (B 型)	実利用者数	人	250	260	270	280
	利用量	人日/月	4,560	4,732	4,914	5,096
⑧就労定着 支援	実利用者数	人		3	5	10
短期入所	実利用者数	人	110	120	130	140
	利用量	人日/月	860	936	1,014	1,092
療養介護	実利用者数	人	30	30	30	30

【確保の方策】

- 生活介護は、重度の方が通所できる事業所の新規参入の促進や、規模の拡大に努めます。
- 目標達成に向け、就労系サービスの提供体制の拡充に努め、一般就労への移行を推進します。
- 短期入所は、需要の増大が見込まれるため、事業所の新規参入の促進や規模の拡大に努めます。
- 利用者がサービスを適切に選択・利用できるための情報提供や移動手段の確保に努めます。

3. 居住系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
① 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【見込量の考え方】

- 自立生活援助は、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 共同生活援助については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭から入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 施設入所支援については、平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
⑨ 自立生活 援助	実利用者数	人	/	20	40	60
共同生活援助	実利用者数	人	175	185	195	205
施設入所支援	実利用者数	人	125	125	125	125

【確保の方策】

- 施設入所や入院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備をすすめます。
- 地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。

4. 相談支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【見込量の考え方】

- 計画相談支援は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 地域移行支援事業及び地域定着支援については、施設入所や入院から地域生活への移行を促進するため、利用者の増加を見込んでいます。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数	人	1,100	1,150	1,200	1,250
地域移行支援	実利用者数	人	0	2	4	6
地域定着支援	実利用者数	人	0	1	3	5

【確保の方策】

- 広域で連携しながら、計画相談支援の実施体制の強化を図り、全ての対象者に対して適切にサービス提供できる体制の整備に努めます。
- 地域の連携の中核を担う基幹相談支援センターの体制強化を図っていきます。

第5章 障害児支援の見込量の推計と確保の方策

1. 障害児福祉サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。
新 居宅訪問型児童発達支援	医療の提供が必要な障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【見込量の考え方】

- 障害児福祉サービスの需要の増加を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援センターを平成 32 年度に設置する予定としていることから、平成 32 年度からの利用を見込んでいます。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実利用者数	人	20	25	30	35
	利用量	人日/月	220	300	360	420
放課後等デイサービス	実利用者数	人	140	160	180	200
	利用量	人日/月	1,500	1,840	2,070	2,300
保育所等訪問支援	実利用者数	人	0	0	0	5
	利用量	人日/月	0	0	0	5
⑨ 居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人		0	0	2
	利用量	人日/月		0	0	8
障害児相談支援	実利用者数	人	160	185	210	242

【確保の方策】

- 国が示すガイドラインに沿って適切にサービスが提供されるよう、県と連携し、事業所への指導等を強化していきます。
- 支援が必要な児童生徒の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

2. 子ども・子育て支援等における体制整備

障害児福祉計画では、障害等の早期発見に努めていくとともに、就園や就学等で支援が途切れることがないように、切れ目のない支援体制の構築のため、子育てや教育分野との連携を図っていきます。また、地域の中核的な支援施設として、児童発達支援センターの設置を進めていきます。

石巻市が策定した、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を総合的に推進するための「石巻市子ども未来プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）」では、「発達支援・療育体制の充実」として、以下の事業に取り組んでいます。

（1）障害に対する理解と専門的知識の習得支援

【主な実施事業】

事業名	事業概要
障害等に関する研修実施 および参加促進	幼稚園教諭・保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進する。

（2）障害等の早期発見・早期対応の促進

【主な実施事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診、妊娠時の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を図る。
乳児一般健康診査事業	乳児の疾病の早期発見および早期治療を促進するとともに、乳児の保健管理の向上を図る。
就学前ことばの教室の運営事業	言語の障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行う。
発達相談事業	臨床心理士等専門スタッフによる発達（療育）相談・訓練を実施することにより、障害の早期発見、早期療育を図る。
母と子の遊びの広場 （たんぼぼ広場）事業 （1歳6か月健診の事後 フォロー事業）	1歳6か月児健診の中で、発達面の経過観察や親の関わり方などにおいて支援が必要と思われる親子を対象に、集団遊びの中で、ことばや体、手を使い刺激をしていくことで発達を促しながら、問題を明らかにする形で発達支援を行う（1歳6か月健診の事後フォロー事業）。

(3) 障害児保育、特別支援教育等の充実

【主な実施事業】

事業名	事業概要
障害児保育事業	障害のある子どももいない子どもも、同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、障害児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談および支援体制の充実を図る。
かもめ学園管理事業	心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練および生活指導を行い、これらの子どもの療育に資するとともに、子どもの健全な育成等を図る。
放課後等ディサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進する。
日中一時支援事業	施設等において、知的障害者や障害児の見守りなどの一時預かりや社会適応のための日常的訓練を行う。
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

(4) 発達支援事業の推進と児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化

【主な実施事業】

事業名	事業概要
児童発達支援事業	障害児および発達障害等（18歳未満）ならびにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行い、児童発達支援事業所への援助・助言を行う。

第6章 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

障害者等に対する理解を深めるための講座等を開催、差別解消のためのパンフレットの作成、ホームページ掲載等の広報活動を行います。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	講座等の開催回数	3	3	3	3

(2) 自発的活動支援事業

障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な活動を支援します。

平成 29 年度からの新事業であるため、障害者等団体や自発的活動支援を行う団体への周知等、制度の啓発を積極的に行います。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	補助金交付件数	5	6	7	8

(3) 相談支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	相談支援事業所において、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センターを含む)	実施か所	4	4	5	5
	相談件数	11,600	12,100	12,600	13,100
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有

【確保の方策】

- 障害のある人及び家族からの相談に適切に対応できるよう、体制の整備に努めます。
- 相談支援専門員の確保と人材の育成を図り、相談支援体制の基盤強化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者で判断能力が不十分な人について、財産管理や障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	5	6	7	8

(5) 意思疎通支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、個人及びグループに対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

【見込量の考え方】

- 平成 30 年度以降は、過去 3 年間を参考にし、平成 29 年度を基準に年 3% ずつ増加すると見込んでいます。
- 要約筆記者利用見込みは、36 件と見込んでいます。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣件数	131	134	138	142

【確保の方策】

- 手話通訳者については、市内在住の登録通訳者を増やすための方法や支援を進めていきます。
- 要約筆記者については、聴覚障害者には、コミュニケーションの手段を文字に頼っている方が多いこと、その手段の 1 つとして要約筆記通訳があることを広めていきます。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神障害者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修の助成を行います。

【見込量の考え方】

- 種目により利用件数の変動がありますが、利用実績の伸びを踏まえ増加傾向を見込んでいます。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	利用件数	10	10	10	10
自立生活支援用具	利用件数	22	22	22	22
在宅療養等支援用具	利用件数	46	46	46	46
情報・意思疎通支援用具	利用件数	50	50	50	50
排せつ管理支援用具	利用件数	3,950	4,000	4,050	4,100
住宅改修	利用件数	4	4	4	4
合計	利用件数	4,082	4,150	4,209	4,273

【確保の方策】

○利用者のニーズに応じた品目等の見直しを行い、適切な給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話奉仕員を養成するための2年間の講座を実施します。

【見込量の考え方】

○新規奉仕員の登録は、2年ごとになりますが、意思疎通支援事業の提供体制を確保するためにも、募集定員に対して半数以上の登録者数の増加を見込んでいます。

【計画期間の実施方針及び見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	講座実施	有	有	有	有
	参加者数	17	25	25	25
	延登録者数	76	76	89	89

【確保の方策】

○手話奉仕員として活躍できるよう関係機関と協力して、活動の機会を増やします。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

【見込量の考え方】

○利用実績を踏まえ、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【計画期間の実施方針】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実施か所	14	14	14	14
	利用人数	120	120	120	120
	利用時間	4,712	4,800	4,800	4,800

【確保の方策】

○利用者の状況に応じた支援が図られるよう、供給基盤の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供します。

【見込量の考え方】

○生活介護、就労系サービス等への移行も考慮し、利用人数は、横ばいで推移するものと見込んでいます。

【計画期間の実施方針】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	実施か所	6	6	6	6
	利用人数	55	55	55	55

【確保の方策】

○利用者の状況に応じた日中活動の場の確保を図ります。

2. 任意事業

石巻市で実施している事業は、以下のとおりです。

【サービス内容】

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
声の市報発行事業	文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に対し、音声による声の市報を配布します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図ります。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、体制を整備します。（市虐待防止センターで実施）
知的障害者職親委託	更生援助に熱意を持つ事業経営者などに知的障害者を一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。
自動車改造・ 運転免許取得費用助成事業	就労等のため、自動車運転免許又は自動車を改造する場合に、自動車の運転免許の取得や改造に要する経費を助成します。

【見込量の考え方】

○日中一時支援については、報酬改定及び児童の利用者増により、増加を見込んでいます。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	22	22	22	22
	利用回数	1,363	1,363	1,363	1,363
日中一時支援事業	利用人数	132	141	150	160
	利用回数	7,524	8,050	8,613	9,205
社会参加促進事業	補助金交付件数	10	11	12	13
声の市報発行事業	配布実人員	22	24	26	28
成年後見制度普及啓発事業	パンフレット配布数	1,000 ※	500	300	300
	講座実施回数	1 ※	1	1	1
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	助成金交付件数	12	12	12	12

※平成 29 年度は法人後見支援事業として実施

【確保の方策】

○成年後見制度の周知が必要であることから、平成 30 年度から成年後見制度普及啓発事業を実施し、積極的な啓発に努めます。

第7章 サービス基盤整備の計画

サービス見込量の供給体制を確保するため、石巻管内の障害福祉サービス事業所等と連携し、サービス提供基盤の整備を促進します。

1. 日中活動系サービス

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実利用者数	人	385	395	405
	管内事業所数	箇所	17	18	19
	整備数	箇所	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	6	7	8
	管内事業所数	箇所	4	4	4
	整備数	箇所	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	27	29	31
	管内事業所数	箇所	4	4	5
	整備数	箇所	0	0	1
就労移行支援	実利用者数	人	11	12	14
	管内事業所数	箇所	5	5	6
	整備数	箇所	0	0	1
就労継続支援（A型）	実利用者数	人	70	75	80
	管内事業所数	箇所	4	4	5
	整備数	箇所	0	0	1
就労継続支援（B型）	実利用者数	人	260	270	280
	管内事業所数	箇所	16	16	16
	整備数	箇所	0	0	0
⑨ 就労定着支援	実利用者数	人	3	5	10
	管内事業所数	箇所	1	2	3
	整備数	箇所	1	1	1
短期入所	実利用者数	人	120	130	140
	管内事業所数	箇所	12	13	14
	整備数	箇所	1	1	1
療養介護	実利用者数	人	30	30	30
	管内事業所数	箇所	0	0	0
	整備数	箇所	0	0	0

2. 居住系サービス

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
⑨ 自立生活援助	実利用者数	人	20	40	60
	管内事業所数	箇所	2	4	6
	整備数	箇所	2	2	2
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	人	185	195	205
	管内事業所数	箇所	32	34	36
	整備数	箇所	2	2	2
施設入所支援	実利用者数	人	125	125	125
	管内事業所数	箇所	2	2	2
	整備数	箇所	0	0	0

3. 障害児支援

		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実利用者数	人	25	30	35
	管内事業所数	箇所	7	8	9
	整備数	箇所	1	1	1
放課後等デイサービス	実利用者数	人	160	180	200
	管内事業所数	箇所	15	16	17
	整備数	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援	実利用者数	人	0	0	5
	利用量	箇所	0	0	5
	整備数	箇所	0	0	1
⑨ 居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人	0	0	2
	利用量	箇所	0	0	8
	整備数	箇所	0	0	1
⑨ 児童発達支援センター	実利用者数	人	0	0	20
	管内事業所数	箇所	0	0	1
	整備数	箇所	0	0	1

卷末資料

○石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例

平成 29 年 9 月 28 日条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念と責務（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第 1 節 基本目標と施策の推進体制（第 8 条―第 11 条）

第 2 節 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり（第 12 条―第 16 条）

第 3 節 障害者からの相談等（第 17 条―第 19 条）

第 4 章 補則（第 20 条）

附則

全ての人が、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、私たちのまち石巻は、障害を理由とするあらゆる不当な差別をなくし、個人の尊厳を損なうあらゆる行為を許さず、障害のある人もない人も、地域社会において互いに支え合い、共に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

そのため、私たちは、石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例を、ここに制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な障害者施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において用いる用語の意義は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「差別解消法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）において用いる用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 差別解消法第 2 条第 1 号に規定する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者（行政機関等を除く。）をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。

第 2 章 基本理念と責務

（基本理念）

第 3 条 障害を理由とする差別をなくす取組は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳（以下「個人の尊厳」という。）が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活をするかの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見又は障害への理解不足から生じていることを踏まえ、全ての事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要があること。
- (5) 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

（市の責務）

第 4 条 市は、障害への理解を深める取組の促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し、

障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせるまちづくりのための障害者施策（以下「障害者施策」という。）を、総合的かつ計画的に実施するものとし、必要に応じ、事業者及び市民との連携に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行うものとする。

2 事業者は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、障害の有無にかかわらず、現に助けを必要としている人がいるときは、相互に助け合い、必要な配慮に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

（障害者への差別等の禁止）

第7条 何人も、障害者への差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為をしてはならない。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（以下「意思の表明」という。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第3章 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第1節 基本目標と施策の推進体制

（障害者施策の基本目標）

第8条 市は、障害者施策の実施に当たっては、次に掲げる基本目標を達成するよう努めなければならない。

- (1) 共に支え合う市民意識の醸成
- (2) 暮らしやすい福祉的支援体制の構築
- (3) 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり
- (4) 地域社会で共生できる環境づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

（障害者計画等の策定）

第9条 市は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定する。

（障害福祉推進委員会の設置）

第10条 市は、計画を策定し、推進するため、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会及び差別解消法第17条第1項に規定する協議会として、石巻市障害福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（障害者施策の計画決定過程への参画）

第11条 市は、障害者施策の計画決定過程において、障害者からの意見を聴く機会を設けるものとする。

第2節 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり

（共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等）

第12条 市は、市民が障害及び障害者への理解を深めることができるよう啓発活動を行うとともに、事業者や市民による自発的な研修その他の活動を支援し、地域社会において障害のある人もない人も共に生きる意識の醸成に努めるものとする。

（手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援）

第13条 市は、情報及び意思の疎通への配慮が必要な障害者に対する取組として、手話言語、点字、

音声その他の手段による情報及び意思の疎通のための支援（以下「情報及び意思疎通支援」という。）の推進に努めるものとする。

- 2 市は、手話言語等の意思疎通手段の普及推進に努めるものとする。
- 3 事業者は、必要に応じ、情報及び意思疎通支援を行うよう努めるものとする。
- 4 市民は、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通による相互理解に努めるものとする。
（障害者の社会活動等への参加の機会の拡大と環境整備）

第14条 市は、障害者が地域社会で生活する上での制約や障害の特性を理解し、関係機関との連携により、障害者の社会活動やスポーツ・文化活動への参加の機会が拡大されるよう努めるものとする。

- 2 市は、障害者が社会参加する上で必要となる移動の手段、物理的環境の整備等に努めるものとする。

（障害者雇用の促進と就労定着への取組）

第15条 行政機関等及び事業者は、障害者の能力を正当に評価し、適当な雇用の機会を確保し、適正な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、関係機関と連携し、障害者雇用の促進し、障害者の就労を定着させるための取組に努めるものとする。

（安心して暮らすための福祉的支援）

第16条 市は、後見的支援を要する障害者が、地域社会の中で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

- 2 市は、障害福祉サービスの提供及び地域生活支援事業を通じて、障害者の自立した生活のための支援に努めるものとする。
- 3 市は、前2項の規定によるほか、障害者の日常生活及び社会生活の安定に資する適切な福祉的支援に努めるものとする。

第3節 障害者からの相談等

（障害者からの相談等への対応）

第17条 障害者、その家族、後見人その他の関係者又は事業者（以下これらを「相談者」という。）は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

- 2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる対応を行う。
 - (1) 相談事案に対する助言、情報提供その他障害を理由とする差別の解消のために必要な支援
 - (2) 相談事案の当事者その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整
 - (3) 次項の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援

- 3 相談者は、前項第1号及び第2号の規定による市の対応によってもなお相談事案の解決が図られないときは、推進委員会に対し、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができる（相談者が、当該事案に係る障害者以外の者である場合であって、当該助言又はあっせんを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）。

（助言又はあっせん）

第18条 推進委員会は、前条第3項に規定する求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんをすることができる。

- 2 推進委員会は、前項の助言又はあっせんを行うために必要と認めるときは、相談事案の当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第19条 推進委員会は、市長に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- (1) 推進委員会が、前条第1項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者
 - (2) 推進委員会が、前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは資料提出をした者
- 2 市長は、推進委員会から前項の規定による求めがあった場合において、必要と認めるときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 補則

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

石巻市障害福祉推進委員会委員	勤務1日につき	9,500円	同
----------------	---------	--------	---

自立支援協議会からの提言書

サービス提供部会

(提言1)

教育と福祉のスムーズな連携を図るためのシステムづくりが必要である。

(提言の背景)

平成28年11月1日～平成28年11月25日の期間で、石巻市・女川町の支援学校、特別支援学級に通う児童、生徒及び保護者を対象に「児童の障害福祉サービスに関するニーズ調査」アンケートを実施。児童のサービスに対して、福祉サービスの充足度や満足度、情報提供実態を把握し、見えてきた課題について検討を行ってきた。

内容としては、情報不足、サービス内容を知らない、どこに相談したら良いのか分からない現状が確認できた。アンケート結果から、学校、幼稚園、保育所等の機関に福祉サービスや相談支援の利用方法について周知を図っていく必要がある。

また、特別支援学級の方々はほとんど福祉サービスを知らない状況がある。特別支援学校に行かない場合、窓口の関わりを持たないまま成長し、在宅で過ごしながらか何かあってから相談が発するケースが多くなってきている。

発達に課題のある児童への支援は、乳幼児から18歳に至るまでに保育所や幼稚園、学校との関わりが不可欠である。保護者も気づかない場合や、小学校に入学してから問題が明らかになることや、中学校で不応を起し不登校になることもある。

教育機関や福祉機関など多くの関係者が関わり、支援をしているが教育と福祉のつながりを作る難しさがある。

(提言2)

利用者本位のサービスを受けられるよう、移動支援事業の見直しを図り、ガイドラインを作成してほしい。

(提言の背景)

移動の課題は、震災関連の環境の変化や遠隔地により、事業所・家族・公共交通機関等の問題で本来の福祉サービス利用(送迎含む)が受けられない状況が生じている。プロジェクトとして北上・雄勝などの遠方の利用者が、家族送迎でなく、本来ある送迎サービスを受けられるように協議を図り、圏域の事業所が所有している車輛を利用し、事業所相互の利用者の送迎ができないかと課題に取り組んでいるところである。共同送迎加算支援や共同送迎の共通ルール(運営規定、要項)等を作成して頂きたいとの意見が多数ある。

(提言3)

人材育成開催費用と参加費を助成してほしい。

(提言の背景)

福祉を取り巻く環境の変化に伴い、福祉課題が多様化・複雑化している。福祉サービス利用者に、適切に対応し個々の課題を解決していくためには、より専門性の高い福祉人材の育成に向け取り組んでいくことが重要な課題となっている。自立支援協議会の人

材育成の取組として、圏域の事業所の職員を対象として、資質向上と事業所間の連携目的とした「サービス管理責任者研修会」を実施。また、人材確保として今後進路を考えていく高校生・大学生・一般を対象に、障害福祉分野の仕事を職業選択の一つとして意識してもらうため「障がい福祉サービス事業所見学バスツアー」を開催し、圏域の障害福祉に触れてもらう機会を提供。今後も事業所間での職員交流など、積極的に新しい風を取り組もうとする姿勢が今の事業者には必要である。また、自身の支援を振り返る事や OJT が実施しにくい環境にあり、外部研修に参加することは、日々の実践を振り返り内省することを始め、様々な面でその意義は大きいと言える。

職員を孤立させることないメンタルケア、働きやすい職場環境整備が求められている。

相談支援部会

(提言4)

相談支援体制基盤を強化する必要がある。

(提言の背景)

現在、圏域には、8箇所の障害者相談支援事業所と被災障害者支援強化としての事業所が設置運営されているが、相談支援専門員の欠員事業所もあり、相談支援の基盤が強いとは言えない状況である。

新規相談ケースが増えている状況にあり、特に精神障害者の増加が顕著で、どの事業所も全く関わっていない人への相談支援や調整も多くなっている。引き続き被災障害者支援事業所の継続と地域生活支援拠点等の整備と合わせ、相談支援体制基盤を強化する必要がある。

※給付事業だけでは事業所が成り立たない単価設定の現状もある。障害者総合支援法は介護保険法の計画作成費に比べて、モニタリングの回数が少なく、新規・更新ともに介護保険法よりも報酬額が低い現状になっている。

(提言5)

ヘルパー不足を解消していただきたい。

(提言の背景)

障害のある人ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、在宅サービスの充実を図ることが重要である。石巻圏域における課題として、特に居宅介護事業所のヘルパー不足が顕著である。障害に対応できるヘルパーがいなかったり、精神障害のある方への対応が難しいことも要因のひとつになっている。計画相談支援事業所として利用できる居宅介護事業所を探すことの困難さも出てきている。依頼があっても同行援護や行動援護の資格を持った人材が少なかったり、ヘルパー派遣の依頼が多い時間帯のヘルパーも不足しており、移動支援事業対応でも引き受けてくれる事業所が少ない状況である。

ヘルパー増員に向けて、同行援護及び移動支援の現状について当事者ご本人より、障害の特性やご自身の経験をお話しいただいたり、ヘルパーのスキルアップ研修や居宅介護事業所の充実発展を図ることを目的に事業所間の連携及び情報交換を実施しているが、解決までに至っていない現状である。

また、収入面と勤務時間が一定でなく、急にキャンセルになる時もあるため、収入も

安定しないこともあげられる。ヘルパー不足のしわ寄せがきて、その分だけ一人当たりの仕事量も多くなっている。

利用者の障害程度に応じたサービスの提供体制を確保し、福祉人材確保施策や待遇改善につながる施策を講じ、社会福祉事業従事者が安心して働き続けられると共に、労働が加重にならないよう国に対し適正な報酬単価等を設定するよう要望する。

委員名簿

番号	委員の区分	委員(団体名等)	
		役職名	氏名
1	(1) 学識経験を有する者	石巻専修大学	
		教授	芳賀 信幸
2		社会福祉法人 石巻祥心会 障害福祉サービス事業所 サンネットなごみ	
		管理者	鈴木 徳和
3	(2) 指定相談支援事業者	医療法人社団 健育会 ひまわりデイサービスセンター 障がい者相談支援室	
		相談支援専門員	村上 仁
4		社会福祉法人 夢みの里	
		理事長	菅原 桂子
5	(3) 障害者の権利擁護に関係する者	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	
		在宅福祉課長	千葉 和宏
6	(4) 障害児教育に関係する者	宮城県立石巻支援学校	
		教諭(地域支援部長)	須田 幸子
7		石巻市教育委員会	
		学校教育課指導主事	小出 太
8		石巻市身体障害者福祉協会	
		会長	井上 利枝
9	(5) 福祉団体、障害者団体に関係する者	石巻市手をつなぐ親の会	
		副会長	及川 ちえ子
10		石巻さくら福祉会	
		会長	笠神 勝男
11		石巻重症心身障害児(者)を守る会	
		会長	高橋 博美
12	(6) 保健医療に関係する者	石巻市医師会	
		副会長	佐藤 清壽
13	(7) 地域の支援組織に所属する者	石巻市民生委員・児童委員協議会	
		副会長(住吉地区会長)	林 久善
14	(8) 障害福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの	(公募委員)	
			加藤 久仁子
15		(公募委員)	
			初貝 美佐
16	(9) 就労支援に関係する者	石巻商工会議所	
		中小企業支援課長	内海 公恵
17		石巻公共職業安定所 専門援助部門	
		総括職業指導官	佐々木 靖
18	(10) 関係行政機関の職員	宮城県東部保健福祉事務所 地域保健福祉部	
		次長(総括担当)	櫻井 禎
19	(11) 市長が必要と認める者	石巻市健康部健康推進課	
		技術主幹	久野 敏美

※会長 芳賀 信幸 副会長 林 久善

石巻市障害福祉推進委員会経過

開催回数	開催日	会場等	内 容
第1回	平成 29 年5月 22 日(月) 14:00～16:00	石巻市役所 庁議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定スケジュールについて (2) 障害福祉サービスに関するアンケート調査について 【報告】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する石巻市職員等の対応要領について (2) 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例(仮称)について
第2回	平成 29 年8月 29 日(火) 14:00～16:00	石巻市役所 第3・4委員会室	【計画の評価】 (1) 第3次障害者計画及び第4期障害福祉計画(現行計画)の実施状況について 【協議】 (1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本方針について 【報告】 (1) 障害福祉サービスに関するアンケート調査結果報告について
第3回	平成 29 年10月 19 日(木) 14:00～16:00	第2臨時会議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の骨子案について (2) 計画に係る目標値の設定について (3) 障害福祉のサービス・事業の見込量の推計と確保の方策について サービス基盤整備の計画について 【報告】 (1) 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」の制定について
第4回	平成 29 年11月 21 日(火) 14:00～16:00	石巻市役所 庁議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の最終案について 【報告】 (1) 自立支援協議会からの提言書について (2) パブリックコメントの実施について
第5回	平成 30 年3月 19 日(月) 14:00～16:00	石巻市役所 庁議室	【協議】 (1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の最終確認について

石巻市 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行：平成30年3月

発行者：石巻市

編集：福祉部障害福祉課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話：0225-95-1111 FAX：0225-22-6610

E-Mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/